

EG77  
39



0040356-000

EG77-39

水害並応急措置の概況

京都市

1935

AGI

10 A 730 10 A 729 10 A 728 10 A 727



昭10  
A  
727

昭和十年六月

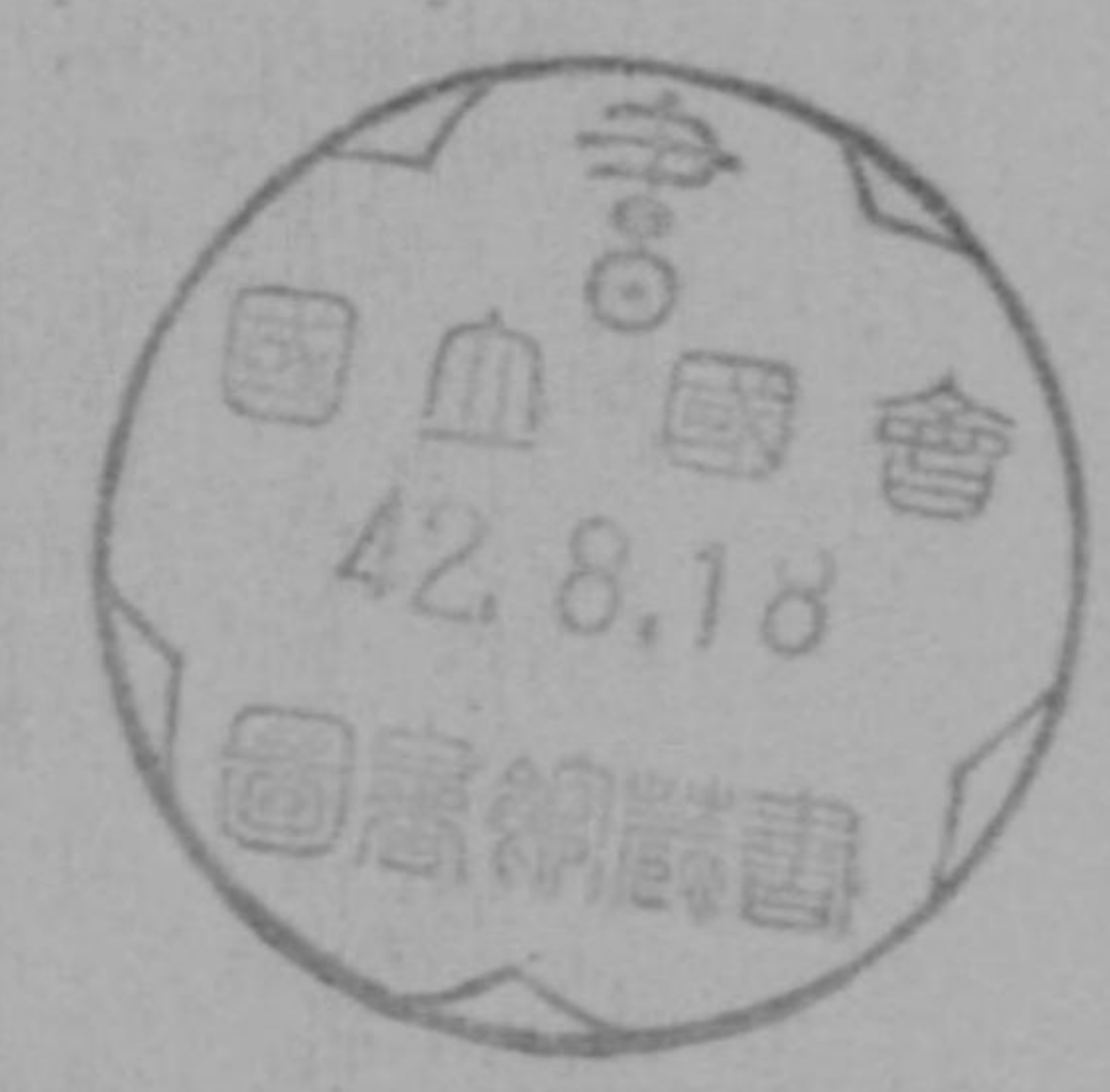
水害並應急措置の概況

京  
都  
市

昭10  
A  
727



EG77  
39



目次

一、水害並應急措置の概況……………	一
二、當時の氣象……………	三
三、罹災家屋及罹災者……………	七
四、本市公營物の被害……………	八
(1) 學校の被害……………	九
(2) 一般公營物の被害……………	一〇
(イ) 土木施設の被害……………	一〇
(ロ) 水利事業施設の被害……………	一四
(ハ) 水道事業施設の被害……………	一六
(ニ) 交通事業施設の被害……………	二一

735858



(ホ) 保健衛生施設の被害 …… 二四

(ヘ) 産業施設の被害 …… 二五

(ト) 社会教育施設の被害 …… 二五

五、産業其の他の一般の被害 …… 二六

六、應 急 措 置 …… 三〇

(1) 罹災者に對する應急措置 …… 三〇

(2) 土木施設に對する應急措置 …… 三四

(3) 水利事業施設に對する應急措置 …… 三七

(4) 水道事業施設に對する應急措置 …… 三八

(5) 交通事業施設に對する應急措置 …… 三八

(6) 保健衛生施設に對する應急措置 …… 四一

以上

### 一 水害並應急措置の概況

二十七日より降り初めたる微雨は二十八日午後一度止みたるも、同七時頃より再び降り初め夜の更くるに従ひ雷鳴を加へて沛然たる豪雨と化し、翌二十九日午後二時迄の雨量實に二八・五ミリ(坪當五石一斗五升七合)と言ふ驚異的數字を示して、正に昨秋の風害に比肩すべき大損害を本市に與ふるに至れり。

此の豪雨の來襲を受くるや市内を貫流する鴨川、高野川、白川、堀川、紙屋川、御室川、桂川等の各河川は孰れも増水して或は護岸を破壊し、或は堤防を決潰せしめて氾濫したる爲市内各所は滔々たる濁水の奔流に依り阿鼻叫喚の裡に一面の泥海と化し、浸水家屋五万四千戸、全半壊若くは流失せる家屋實に五百九十戸に達したるのみならず、人命にも多大の損傷を蒙り傷者百六十四名を算し罹災者の如きに及んでは無慮十數萬人に上るの慘狀を呈せり。

尙被害は人命、家屋に止らず由緒ある三條、五條の名橋を始め五十六に及ぶ橋梁の流失を見たる外



水道管の流失、電線路の切斷、發變電所の浸水等の爲め水道、電氣等の諸事業は尠からざる損害を蒙り、殊に交通機關に至りては道路の崩壞、軌道の浸水、車輛の破損等に因り市内外の交通は東海道線を除き隨所に杜絶し、通信機關亦甚しき障害を受け市民は自然の暴威の前に慄伏して極度の不安に怯ゆるに至れり。

更に産業方面の被害に眼を轉すれば農耕地三千七百八十八町歩に浸水して農作物に莫大なる損害を受けたのみならず、西部、南部の工場地帯に濁水流入して工業に容易ならざる打撃を與へられ、商業取引亦夥しき障害を蒙り復興途上に在りし本市産業は再び壊滅の危機に瀕せり。

市當局に於ては水害の激甚なるを察するや一方直に職員を督勵して、或は救護班を派遣し醫療救助に従事すると共に公同組合、衛生組合、方面委員、婦人會等の助力を得て罹災者の收容、炊出を爲し、或は軍隊、在郷軍人、青年團と協力して危険區域の防衛、警戒に當り、或は橋梁、道路の急架、修理に着手し、或は軌道、電線路の修理を開始して電車の折返運轉、自動車の路線變更を行ふ等の應急處置を採ると共に他方二十九日午後三時市參事會の招集を始めとし各常設委員會を開催して應急措置を諮り、以て銳意迅速なる救護復舊にあらゆる方法を講せり。

又市會に於ては七月二日緊急市會を開會し滿場一致加茂、高野二川の根本的改修、御室、天神二川の改修實堤並災害復舊復興事業費に對する國庫補助其の他に關する意見書を可決して直に内閣總理大臣及び内務、大藏兩大臣、京都府知事に提出すると共に水害對策委員會を設け理事者と協心戮力して晝夜兼行諸般の應急處置、救護復舊等に盡瘁しつゝあり。

本市は昨秋の風災より僅々九ヶ月餘を経過したるに過ぎず其の創痕未だ癒えざる時に當り今復た此の大水禍に遭遇し更に重荷を課せらる。洵に痛心の極みなり。被害廣範圍に亘り其の調査に今後尙相當の日子を要するを以て今日迄に判明せる被害實狀並採りたる應急措置に就き概記せば左の如し。

## 二 當時の氣象

梅雨狀況を持續せる六月廿八日の微雨は午後に至りて一時止みたるも、同夜七時頃より再び降り初め同十時過ぎより驚くべき豪雨となり、夜の更くるに従ひ電光雷鳴を伴ひて益々激しく、雷鳴は黎明に至りて止みたるも豪雨は依然として止まず、翌廿九日午前十時迄は豪雨連続し、二十八日夜十時より廿九日午前十時に至る十二時間の降雨量は二六八・六耗、坪當實に四石九斗二升を算し京都測候所設



置以來の新記録を作れり。

降雨は其の後も依然霽れずして七月一日午後二時に至る迄連続したるのみならず時々豪雨を交へ、降り初めより降終りに至る六十四時間の降雨總量三七三・七耗に達し、此の坪當六石八斗四升餘に上れり。

京都測候所設置（明治三十三年十月）以來の記録は

廿四時間 最多 明治三十三年八月廿日 一六一・三耗

四時間 同 大正十年七月十日 一〇九・八耗

なりしを今回左の如く全く其の記録を改むるに至れり。

廿四時間 最多 昭和十年六月廿九日 二八一・六耗

四時間 同 同日午前六時—同十時 一一三・〇耗

今回の降雨は低氣壓又は不連続線等の影響に非ずして所謂氣流性降雨即ち太平洋の高壓部より吹送られたる湿润なる南風は寒冷なる山嶽に觸れて急に豪雨を降らせるものなりと謂ふ。

六月廿八日より七月一日迄の天氣要素を記せば左の如し。

降 雨

月 日	觀測時	午前二時	午前六時	午前十時	午後二時	午後六時	午後十時	計
六月二十八日		一八	二八	二二	〇二	一	一三	八〇
六月二十九日		七七	七八	一一三	一一七	〇三	一〇	二八一・六
六月三十日		〇五	三〇	二一〇	八三	二四	四八七	七三九
七月一日		四七	八五	三七	〇二	一	一	一七〇

備考 四時間毎の計算なり以下同じ

坪當換算一耗は一升八三二なり

氣 壓 (海面更正 三〇・六七)  
(重力更正 三・八七)



月日	觀測時	午前二時	午前六時	午前十時	午後二時	午後六時	午後十時	平均
六月二十八日		七五・六二	七五・六二	七五・六〇	七五・五三	七五・四七	七五・四九	七五・五五
六月二十九日		七五・五〇	七五・四五	七五・五六	七五・五二	七五・五一	七五・五六	七五・一七
六月三十日		七五・四三	七五・四九	七五・四四	七五・二五	七五・一九	七五・三四	七五・三三
七月一日		七五・二六	七五・三六	七五・四六	七五・四四	七五・四九	七五・五六	七五・二八

氣 温 (攝氏)

月日	觀測時	午前二時	午前六時	午前十時	午後二時	午後六時	午後十時	平均
六月二十八日		二一・〇	二一・〇	二六・〇	二七・一	二六・九	二四・四	二四・四〇
六月二十九日		二一・六	二二・五	二二・七	二二・九	二三・三	二二・六	二二・九三

風

六月三十日	二一・三	二一・〇	二三・五	二七・三	二四・三	二四・三	二三・五五
七月一日	二三・八	二三・三	二四・五	二六・〇	二六・八	二四・五	二四・六五

月日	觀測時	午前二時	午前六時	午前十時	午後二時	午後六時	午後十時	平均
六月二十八日		西北西 〇・九	西南西 一九	西南西 一三	西南西 三〇	西南西 三〇	西南西 二六	一九三
六月二十九日		南 三九	西南西 三七	南 四二	南 三〇	南 〇七	西南西 〇八	二三七
六月三十日		南々東 〇・五	北々西 〇・六	南々東 〇・八	東 〇・九	西南西 一六	南々西 六五	一八二
七月一日		南々西 五三	南東 〇・六	西南西 〇・八	南々西 三九	—	南々東 一八	一九七

三 罹災家屋及罹災者

七月一日現在調



區別	罹災家屋			罹災者								
	全潰	半潰	流失	床上浸水	床下浸水	計	死亡	行方不明	重傷	輕傷	計	
上京區	八	八三	五五	一、四四九	五、七三五	七、三〇〇	二	—	—	—	三三	三三
左京區	二	三三	六三	一、三三三	四、六三三	五、九六三	三	—	—	—	二	三
中京區	—	二	九	五、七三三	二、四一一	八、一四五	—	—	—	—	—	—
東山區	二	二	—	一、二一〇	一、七四六	二、八七一	—	—	—	—	—	—
下京區	五	一六八	—	六、三六八	一一、二六七	一七、八〇八	一	—	—	—	—	—
右京區	一八	五二	六六	四、一四五	四、一〇八	八、三八九	二	—	—	—	—	—
伏見區	—	一〇	二	九〇	一、三三	二、二五	—	—	—	—	—	—
計	四四	三五〇	一九六	二〇、一七七	三〇、〇三三	五〇、七三〇	八	二	二	一四二	一五四	

四 本市公營物の被害

今次の水災に因り本市は多數橋梁の流失せるを始めとし各種の公營物は甚大なる損害を蒙れり。而して公營物の被害は災禍の廣範圍に亘りしと罹災者の救護及一部復舊工事に緊急を要したることの關係上其の詳細なる部分に至りては調査に今後相當日子を要するを以て先づ被害の判明せる主要なるものに就き以下項を分ちて概記を試むべし。

(1) 學校の被害

本市小學校百三十四校中浸水若くは損傷せるものは川岡校の浸水四尺を始めとして左の二十八校に及べり。

學校名

- 第二衣笠、上賀茂、大宮、朱雀第五、朱雀第六、朱雀第七、有隣、菊濱、皆山、陶化、崇仁、上鳥羽、吉祥院、下鴨、第二下鴨、貞教、淳和第二、梅津、西京極、川岡、松尾、桂、有濟、修學院、立誠、本能、朱雀第四、第三高等

尙此の外市立中等學校中第一工業學校及第二商業學校も亦浸水せり。



(2) 一般公營物の被害

(1) 土木施設の被害

本水害に因り橋梁の流失算なく又到り處に堤防、護岸の決潰、道路の損傷、山崖の崩壊等を見、土木施設は眞に空前の損害を蒙れり。

被害概状

河川名	橋梁流失	半壊	堤防決潰
鴨川筋	二二	三	八
高野川筋	七	三	一
紙屋川筋	五	一	三
御室川筋	一	一	三

流失せる橋梁を記せば左の如し。

鴨川筋

流失橋梁

天神川筋	一	一	一
清瀧川筋	四	一	一
桂川筋	三	一	一
西芳寺川筋	二	一	一
堀川筋	二	一	一
計	五六	六	一七

山幸橋、高橋、上賀茂橋、中賀茂橋、葵橋、夷川橋、二條橋、三條大橋、團栗橋、松原橋、五條大橋、正面橋、鹽小路橋、東山橋(假橋)、陶化橋、勸進橋、櫻島橋、竹田橋、小枝橋、京川橋、



御園橋(工事中のもの)、水鶏橋(工事中のもの)

半壊橋梁

荒神橋、丸太町橋、四條大橋

高野川筋

流失橋梁

花園橋、松ヶ崎橋、馬橋、嵯峨屋橋、蓼倉橋、河合橋、三宅橋

半壊橋梁

高野橋、御蔭橋、高野大橋

紙屋川筋

流失橋梁

鏡石橋、高橋、櫻橋、妙心寺橋、坂尻橋

御室川筋

流失橋梁

河西橋、城北橋、夕日橋、暉橋、神田橋、花園橋、舊二條橋、太子道橋、三條橋、郡橋、無名橋

清瀧川筋

流失橋梁

夫婦橋、觀世橋、高雄橋、渡猿橋

桂川筋

流失橋梁

松尾橋、久我橋、久世橋

西芳寺川筋

流失橋梁

西芳寺橋外一橋

堀川筋



流失橋梁

御靈前通橋、上立賣橋

(ロ) 水利事業施設の被害

水利事業は二十九日午前一時四十二分鳥羽變電所配電線に落雷せるを始めとし、落雷、浸水等に因り電柱の流失、送、配電線の切斷、柱上變壓器及開閉器の燒損、疏水路の一部崩壞其の他諸種の被害を蒙り、多數送電不能の箇所を生せり。

目下判明せる被害の主なるものを記せば左の如し。

(1) 發變電所	
蹴上發電所	浸水
伏見發電所	同
西ノ京變電所	同
東九條變電所	同

(イ) 電氣工作物

配電線名	種別	場所	被害
西ノ京五號	晝夜電燈	七本松下長者町	高壓安全器破損
同九號	夜間電燈	仁和寺千本西入	開閉器不良
堀川三號	動力	大宮鞍馬口下ル	切換開閉器不良
同四號	同	葎屋町出水西入	開閉器燒損
同一一號	晝夜電燈	大宮五辻西入	開閉器不良
同	夜間電燈	大宮通北山通北入	開閉器燒損
鞍馬口一號	動力	大宮鞍馬口下ル	切換開閉器不良
同二號	同	丸太町廣道東入	碍子破損
蹴上一號	同		



同	田	同	小	同
	中		川	
八號	七號	九號	三號	七號
同	晝夜電燈	夜間電燈	動力	晝夜電燈
今出川万里小路東	高野川嵯峨屋橋附近	河原町夷川上ル	河原町夷川上ル	
開閉器故障	電柱流失	開閉器故障	開閉器故障	開閉器不良

以上の外柱上變壓器及開閉器の燒損の如きは枚舉に遑あらざる有様なり。

(ハ) 水道事業施設の被害

本市の水道施設は上水管にして或は橋梁に添架せられ或は疏水路に沿ひ、又下水管にして河川の洪水敷に埋設せられたるものは殆ど破壊若くは流失の憂目に遭遇したる爲各所に給水若くは排水不能の地域を生ぜり。

目下判明せる被害右の如し。

(I) 上水道施設

配水管

被害場所	口	徑	延	長
松ケ崎橋		一五〇 <sub>管</sub>		二五 <sub>米</sub>
三宅八幡		一〇〇		二〇
上高野地内		一〇〇		一五
同		一〇〇		二〇
嵯峨屋橋		一五〇		七〇
御蔭橋		一五〇		五〇
山端高野川東堤防		一五〇		二〇〇



給水管		被害場所	口径	徑	延長
紙屋川橋上ノ下立賣	紙屋川仁和寺橋	宇多野橋	同	三條御室川橋	計
一〇〇	九〇	一五〇	一〇〇	一五〇	一、四四〇
一五	一五	二〇	二〇	五〇	
一五	三〇*	五〇	五〇	五〇	
同	突當リ西入上ル	下ノ下立賣紙屋川	同	同	同
一五	一五	五〇	五〇	五〇	

御蘭橋	中賀茂橋	東山橋	十條橋	中賀茂橋鐵管	葵橋上流河底	上賀茂加茂川東堤防	加茂川二條橋附近	寺ノ内橋	櫻橋	紙屋川橋上ノ下立賣
一五〇	一〇〇	一五〇	二〇〇	九〇〇	二〇〇	二〇〇	五五〇	一五〇	一二五	三〇〇
七〇	八〇	七五	一〇〇	二〇	一〇〇	四〇〇	二〇	一五	二五	一五



一條通紙屋川	四〇	五
丸太町突當リ上ル	五〇	五
小川通今出川上ル	一三	一五〇
小川通今出川下ル	二五	一〇〇
高野流田町	五〇	一〇〇
計		四〇五

二〇

(I) 下水道施設

下水道施設の被害にして目下判明せる主なるものは鴨川筋鞍馬口・仁王門間及高野川筋北大路・今出川間の洪水敷に布設せられたる延長千百餘間に及ぶ下水管なるも、此の外隨所に各排水區の下水管渠、雨水樹、汚水樹等の損傷を見たり。

(二) 交通事業施設の被害

電車及自動車は道路の損壞、橋梁の流失、軌道の浸水等に因り各所に運轉不能の場所を生じたる爲折返運轉若くは路線の變更を餘儀なくせられたるのみならず、多數の車輛に損害を蒙れり。

電車

運轉不能區間	距離	運轉不能時間
船岡東道—大徳寺前	〇・三六一	自二十九日午前九時五分
北大路橋西詰—高野終點	一・八〇一	自同午後四時〇〇分
今出川新町—今出川堀川	〇・三六二	自同午前六時五〇分
叡電前—河原町今出川	〇・二六五	自同同九時〇〇分
丸太町七本松—西ノ京圓町	〇・六八三	自三十日同六時四〇分
河原町丸太町—丸太町橋東詰	〇・二七七	自二十九日同八時四分

二一



四條大宮—西大路四條	一・五五〇	自二十九日午後	七・一五
新 京 極—四條大橋	〇・四二三	自同	五・三〇五
河原町鹽小路—烏丸鹽小路	〇・六三〇	自同	三・〇〇五
七條大宮—七條烏丸	〇・九六一	自二十九日午前	八・三三〇
七條烏丸—東山七條	一・三四五	自二十九日午後	八・二〇四
驛前循環線	〇・二五四	自同	九・二〇〇
七條壬生通—西大路七條	一・二八五	自二十九日初	三時發
百 万 遍—東 一 條	〇・四〇一	自二十九日午前	五・三三五
河原町蛸藥師—河原町鹽小路	一・九四七	自同	七・三〇五
堀川丸太町—四條堀川	一・五二一	自同	六・二五〇
西ノ京圓町—西大路太子道	〇・二九三	自同	五・四五

西大路太子道—西大路七條	二・九六八	自二十九日初	二・〇〇發
上札ノ辻町—勤進橋	〇・八六七	自二十九日午前	八・一〇〇
計	一八・一九四		
全營業路線に對する比率	二九・〇四		

自 動 車

運 轉 不 能 區 間	距 離	運 轉 不 能 時 間
大德寺前—今出川大宮	二・二三九	自二十九日午前七・三〇分 目下不通
出 町—農林學校前	一・九一二	同 右
河原町二條—東山二條	〇・八六六	同 右
河原町三條—東山三條	〇・八三八	同 右



上賀茂竹殿町——上賀茂終點	〇・三八四	同 右
祇園石段下——河原町四條	〇・七二三	自二十九日午前七・〇〇 至同午後三・〇〇
計	五・九六二	
全營業路線に對する比率	一四・五九	

尚濁水の爲機關の故障若くは車體の破損を見たるものは電車二二六輛、自動車一六輛を算せり。

(ホ) 保健衛生施設の被害

保健衛生施設の被害にして判明せる主なるもの次の如し。

- 蓮華谷火葬場 爐室浸水、壁破損
- 下溝事務所 自動車々庫倒壞
- 第五管區監視吏員出張所 浸水

- 撤水事務所 同
- 屠場 同

(ヘ) 産業施設の被害

本市の産業施設にして損害を蒙りしものの中主なるものを記せば左の如し。

- 中央卸賣市場 水溝閉塞
- 公設市場 七條、川端、正面、下鴨、嵯峨、伏見及丹波橋の各市場は孰れも浸水

(ト) 社會教育施設の被害

社會教育施設中被害ありしもの、主なるものは御成婚記念運動場にして場内の浸水六尺に及び、野球場、庭球場其の他に流木、砂礫、泥土集積したる外各所の植樹約三千本は傾斜若くは倒壞し且附屬建物に浸水して諸設備は使用に堪へざるに至れり。

尙此の外紀念動物園も亦石垣の龜裂を始め各所に相當の損傷を蒙れり。



五 産業其の他一般の被害

水禍に因り本市産業及其の他一般の蒙りたる損害は遙に前風災を凌ぐものあり。被害各方面に亘るを以て調査に今後相當の時日を要するも概略を記せば左の如し。(一般民家に於ける家財、道具の流失又は汚損に因る被害は實に莫大なるも目下判明せざるを以て之を省畧す)

(1) 産業上の被害

(い) 商工業關係

商業、工業共御室川筋、紙屋川筋、堀川筋、小川筋、高野川筋、二條以南鴨川筋に於て其の被害最も多かりしが、概して工業關係に於ては晒工場は上京、右京、左京に、燃糸工場及び染織物工場は上京に、捺染工場並友仙工業は中京、右京、左京に、小紋染工場は中京に在りしもの多數に浸水して機械器具、商品及原料等に莫大なる損害を受けたり。商業方面に於ては商業地帯たる二條以南鴨川兩岸の商店街は床上に浸水せる爲家具、商品の被害甚大なるものありたり。

(ろ) 農業關係

農作物に及ぼしたる浸水被害は市の周邊部一帯に及び之が概算面積三、七八八町歩に亘り、作付反別の入割を占めたり。之を農作物の種類別に分ちて眺れば左の如し。

品名	作付反別	浸水反別
胡瓜	二〇〇町	一六〇町
越瓜	五五	四四
南瓜	一二〇	六〇
西瓜	七五	六〇
茄子	二四〇	一四四
蕃茄	四〇	二〇
牛蒡	四〇	二六
馬鈴薯	七〇	四二



合	其	水	菜	葱	里	甘
計	の	稻	豆		芋	藍
四、七二〇	二〇〇	三、三〇〇	四〇	一六〇	一三〇	四〇
三、七八八	一〇〇	二、八七四	一二	九六	一〇四	三六

(は) 其の他

搾乳場の浸水したる外灌漑用水堰の流失せるもの頗る多数を算するを以て其の被害相當額に上るべし。

(2) 其の他一般の被害

(イ) 風致林

概して樹木の折損は尠きも所々に多数の山崩を見たり。判明せるもの一、二を挙げれば左の如し。

- 東山 修學院方面 崩壊
- 北山 貴船 同
- 西山 松尾神社裏 一ヶ所 約一〇〇坪崩壊
- 西芳寺 西芳寺川氾濫の爲土砂崩壊、十町歩の樹木流失せり。

(ロ) 交通機關

國有鐵道及郊外電鐵に在りては河水の氾濫、軌道敷の崩壊の爲、省線奈良線、山陰線の一部運轉不能を始め嵐山電鐵、鞍馬電鐵及叡山電鐵は全線、奈良電鐵、京阪電鐵京津線及新舊京阪線は一部夫々不通に陥り、又私營乗合自動車に在りては土砂崩壊、道路の浸水に因り京都乗合自動車及京若自動車は全線、京阪バス、嵐山自動車及鞍馬自動車は一部夫々運轉不能となれり。



### 六 應 急 措 置

本市は水害激甚なるを見るや市職員を督勵し、軍隊、在郷軍人、共同組合、衛生組合、方面委員、青年團、婦人會等の協力又は援助に依り或は罹災者の救出、收容、醫療、炊出に努め、或は危険區域の防衛、警戒に當り、或は橋梁、道路の假設、修復に着手し、或は堆積せる泥土、塵芥、汚物の除却を開始して緊急救護、復舊に全力を傾注すると共に市民の日常生活に缺くべからざる水道、電氣、電車、自動車等の諸施設の損傷を修理し、應急方法を講じて市民の不便を極少ならしむことに銳意努力せり。以下項を分ちて採りたる應急措置に就き略記すべし。

#### (1) 罹災者に對する應急措置

市當局に於ては罹災者の莫大なる數に上るを察知するや各區役所と連絡を取り、救護班を派遣して醫療を開始すると共に、或は大津市より「ボート」を借入れて罹災者の救出に努め、或は小學校其の他に多數の避難所を設けて罹災者の收容、炊出を爲し、或は物資を調達して之を配給し、以て銳意迅速なる救護に全力を傾注せり。

尙此の外集團的に住宅の流失せる地域に對し「バラック」の建設を計畫して、既に下京區及伏見區内の數ヶ所に其の建設を了へて罹災者を收容し、又臨時託兒所を設けて兒童保護並罹災者の復舊活動の援助に努めたり。

救護狀況の一斑を示せば左の如し。

### 救 護 狀 況

(自六月二十九日四時分  
至七月四日四時分)

日九十二月六		上京區	中京區	下京區	東山區	左京區	右京區	伏見區	計
出 炊 容 收	人 場 人 場	員 所 員 所	員 所 員 所	員 所 員 所	員 所 員 所	員 所 員 所	員 所 員 所	員 所 員 所	員 所 員 所
三、八六五	七	一、四六〇	一	二一、一五九	三、〇五〇	七、五五〇	九、一〇〇	四、五〇〇	五二、六八四
			三〇〇	一六	八	七	三三	三	六七
				五、一一九	八二〇	二、一九〇	九、一〇〇	四、五〇〇	一九、四三九
				一三	四	八	一一	三	五二



計				日四月七			日三月七				
出	炊	容	收	出	炊	容	收	出	炊	容	收
人	場	人	場	人	場	人	場	人	場	人	場
員	所	員	所	員	所	員	所	員	所	員	所
延七、四二六	延二、三	延二、八六一	延三、〇	六六	一	六六	二	三四	一	七四	二
一二、六五五	二、三	三、〇五五	二、五	二、一〇	一	八三	三				
九、六〇〇	四	三、〇〇	一					八、八〇〇	四	九、六三	二
三、三三七	一、三	一、〇四四	八								
六、六、七四〇	四七	九、二八一	五三	三、〇〇五	七	五、六五	一〇	二、五〇	一	九、六	三
三、五、五九〇	七三	一、三、六一二	五二	六、九七	六	五、一〇	四	四、二、四八	八	七、二三	八
二、六三七	一七	九、六二	八	三、三五	一	五、三	一	四、一五	三	五、三	一
一、三、七八五	二〇〇	三、一、一五	一、七七	四、三、二〇	一、六	一、二、七六	二〇	一、三、七、四七	一、七	一、九〇九	二、五

日二月七			日一月七			日十三月六					
出	炊	容	收	出	炊	容	收	出	炊	容	收
人	場	人	場	人	場	人	場	人	場	人	場
員	所	員	所	員	所	員	所	員	所	員	所
七〇	三	七〇	三	九、四五	五	六、四五	五	二、四、四六	六	五、四六	六
								二、一〇〇	一		
八、六、一六	五	八、〇四	六	九、九〇〇	八	九、〇〇	八	一、五、二六〇	七	九、三〇	五
				七、八	二	六、七	二	一、〇九	三	一、五、七	二
一、二、〇〇	二	一、一、四	四	一、六、五五	三	三、八四	三	一、七、七〇	九	一、八、九	四
三、七、八四	七	五、三四	六	七、六、二八	一、三	一、一、〇七	一、一	一〇、一、三六	一、六	一、五、三八	一、三
四、二、七	三	一、〇三	一	四、五〇	三	一、〇三	一	五、六〇	四	二、〇〇	一
一、四、〇九七	二〇	一、六、二五	二〇	二、〇、六五六	三、四	三、〇、六	三、〇	三、一、三八一	四、六	三、五、六〇	三、〇



物資配給

種別	二十九日	三十日	七月一日	同 二日	同 三日	同 四日	計
天幕	一七三〇枚	九五枚	四五〇枚	二枚	—	—	二、二七七枚
被服	七〇〇枚	一、四四〇枚	一三〇枚	四〇〇枚	—	—	二、六七〇枚
寢具	—	一、四三五枚	一、〇〇〇枚	三、九一五枚	一、六五〇枚	—	一八、〇〇〇枚
蕙	—	—	—	—	—	—	—
米	三〇〇升	八三〇升	六五五升	—	—	—	一、七八五升
薪炭	—	一五〇担	—	—	—	—	一五〇担
日用品	—	二、四四一	一、八三三	四一五	九九	—	四、七八七

(2) 土木施設に對する應急措置

(1) 橋梁

大増水に因り橋梁の流失、破壊せるものに就ては取敢ず交通幹線に當るものより假橋急架又は渡船連絡を開始して極力交通の支障排除に努めたり。

(I) 假橋架設工事に着手せるもの

橋名	架設完了
葵橋	假橋竣工迄の一時的通行橋の架設完了
三條大橋	
五條大橋	
勸進橋	
花園橋	
三條街道橋	
西芳寺橋	
三宅橋	



久世橋  
 二條大橋  
 御蔭橋  
 荒神橋  
 上賀茂橋  
 松ヶ崎橋  
 松原橋  
 高橋

(I) 渡船連絡を爲しつゝあるもの

松尾橋  
 久我橋  
 京川橋

櫻島橋

(ロ) 堤防

紙屋川筋、御室川筋、堀川筋、小川筋及高野川筋を始め各河に於ける護岸及用悪水路の決潰又は崩壊著しき箇所には板柵又は土俵を以て之が防護並修築の緊急対策を講じたり

(3) 水利事業施設の緊急措置

水利事業に在りては水禍に因り伏見発電所は使用不能に陥りたるのみならず電線路其の他の電氣工作物に故障頻出して各所に停電を見たる爲、直に焼損せる變壓器、開閉器の取替を行ふと共に流失若くは傾斜せる電柱の再建、修理に着手し、且特に横大路発電所の晝間運轉を爲して電力の不足を補ひ、斯くして需用家には殆ど不便を與へざることを得たり。

尙三條大橋の流失に因る地中送電線路の切斷に基き、蹴上発電所より鳥羽變電所への送電不能となりたるも、從來休中止なりし田中變電所の六、六〇〇「ヴォルト」側供給設備を復活使用し極力電力配給の圓滑を期せり。



(4) 水道事業施設に對する應急措置

(イ) 上水道施設

上水道に於ては先づ蹴上浄水場は配、給水管の流失、破壊に因り配水量著しく増大せる爲常時送水唧筒二台乃至三台を運轉使用せしを四台(全部)を運轉して配水に努むると共に疏水堤防敷に在りし松ヶ崎浄水場への引水用導水管が疏水流量の影響を受けて引水量三分の一に減じたる爲、松ヶ崎浄水場配水區域の一部を蹴上配水區域に切替配水し且各故障地に於ける配、給水管の應急修理を施し、以て一般給水には支障なからしむることを得たり。

(ロ) 下水道施設

下水道施設に於ては吉祥院下水處理場機械室に浸水の虞ありしを以て極力之が防備に努め、其の後減水に従ひ下水管に充滿せる泥土、塵芥の排出を行ひて其の疏通を圖れり。

(5) 交通事業施設に對する應急措置

橋梁の流失、道路の損傷、軌道の浸水に因り電車及自動車は各所に運轉不能の場所を生じたる爲電

車は運轉可能の所のみ單線若しくは折返運轉を爲し、自動車は臨時に路線を變更して乗客の輸送に努め、其の後減水又は道路修理完了に伴ひ漸次平常通りの運轉狀況に復せり。

應急措置の概略左の如し。

(イ) 電車

線名	區間	應急措置
北大路線	烏丸車庫前—大徳寺前	單線運轉
今出川線	船岡東道—千本今出川	同
	堀川今出川—千本今出川	單線及入換運轉
	千本今出川—壬生	同
丸太町線	紙屋川—河原町丸太町	單線運轉
	丸太町橋東詰—熊野神社前	同



北野線	東山線	七條線	四條線
堀川丸太町—北野	熊野神社前—祇園	東一條—熊野神社前	壬生—四條西洞院
同	折返運轉	同	同
		七條壬生通—七條大宮	京極—四條西洞院
		單線運轉	折返運轉

目下の處勸進橋の復舊工事成らざるを以て臨時に稻荷・中書島間及勸進橋・烏丸鹽小路間に折返運轉を繼續中なり。

(ロ) 乗合自動車

正規路線	變更路線
東山二條—河原町二條—河原町四條 東山三條—河原町三條—河原町四條 出町西詰—葵橋—農林學校前 大德寺前—大宮今出川—烏丸今出川	東山二條—祇園—河原町四條 東山三條—祇園—河原町四條 出町西詰—北大路橋—農林學校前 大德寺前—烏丸車庫前—烏丸今出川

尙目下營業は變更路線に依り右の正規路線の區間は運轉休止中に屬す。

(6) 保健衛生に對する應急措置

(イ) 衛生

出水の結果井水の汚濁を來したる爲上水道の施設なき區域に對し傳染病豫防施設として飲料水の配給竝井水の無料消毒を行ひたる外浸水區域内に於ける住民に對する腸「チブス」豫防注射並特に必要ありと認むる區域に於ける家屋、溝渠、便所等の消毒及檢診、檢便を施行すると共に衛生組合をして



當分の内検病調査を勵行せしめ且浸水區域に傳染病豫防注意書を配布したり。

(ロ) 尿尿汲取及汚物處理

浸水區域内に於ける家屋に對しては延千八百三十四人の人夫を使役して今日迄に三万四千二百三十五戸の尿尿の應急無料汲取を爲すと共に土木、下水、清掃の三課協力して人夫延一万百二十二人、トラック延七百四台、馬車延二百四十二台を以て汚泥の搬出及塵芥蒐集に努め、更に七月七日より臨時に清潔法を施行すること、せり。

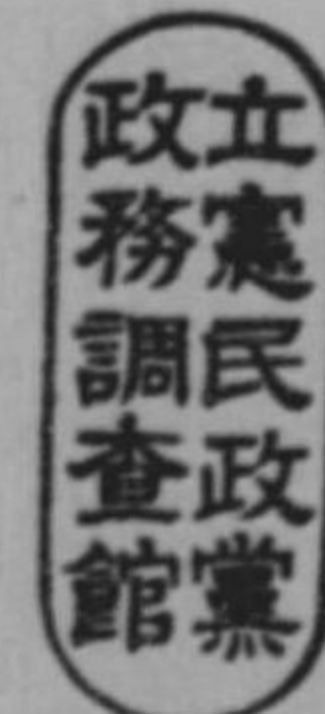


昭10  
A  
728  
昭和十年一月

農業者ノ  
營業者ノ

租稅公課負擔比較調查

帝國農會



10. 6. 22

昭10  
A  
728



凡例

- 一 本調査ハ農工商各業者ノ租税公課負担ノ現状ヲ知り、前調査（昭和六年度ノ事實）ト併セテ以テ負担ニ關スル真相ノ闡明ニ資セントシテ、昨年六月、全國道府縣農會ニ依囑シ調査シタルモノノ第一次集計ナリ
  - 二 本調査ニ付テ報告アリタルモノハ一道三府四十二縣ニ涉ル
  - 三 本調査ハ昭和八年度ノ事實ニヨル
  - 四 全國道府縣農會ニ依囑シタル調査ノ調査要領左ノ如シ
- (一) 調査方法
- (イ) 管内ニ於ケル一都市、一農村ニツキ何レモ農業者及營業者ヲ各所得階級別ニ各一戸宛調査スルコト
  - (ロ) 都市ハ原則トシテ道府縣廳所在地タル市トス
  - (ハ) 農村ハ管内中庸ノ村（町）トス、（原別トシテ前調査ヲ行ヒタル農村ニツキ調査スルコト）
- (二) 調査客體
- (イ) 農業者ニアリテハ地主、自作者、小作者別ニ、營業者アリテハ物品販賣業者及製造業者



別ニ調査シ、農業者ニアリテハ所得ノ八割以上カ農業乃至農耕所有ニヨル所得、營業者ニアリテハ所得ノ八割以上ガ營業所得タルモノトス（即チ株式、公債、預金、山林、勤勞等ニ依ル所得ガ總所得額ノ二割以上ニ及ハサルコト）

(ロ) 農業者中地主トハ其所有スル農耕地ノ八割以上ヲ貸貸スルモノ、自作者トハ其耕作スル土地ノ八割以上ヲ所有スルモノ、小作者トハ其耕作スル土地ノ八割以上ヲ貸借スルモノトス

(ハ) 營業者ニアリテハ其使用スル宅地、建物（店舗、倉庫、住宅等）ヲ所有スル者ヲ採ルヲ可トスルモ止ヲ得サル場合ハ借家者、借地者ニテモ差支無ク此ノ場合ハ其ノ借家料、借地料等ヲ備考トシテ附記スルコト

(ニ) 營業者ハ各階級共可及的同種類ノ營業者ヲ選ブヲ可トスルモ、止ヲ得ザル場合ハ此ノ限ニアラズ、何レノ場合ニ於テモ營業ノ種類ヲ明記スルコト

(三)

(イ) 其ノ他注意事項  
所得額ハ稅務署ノ所得決定額ニヨリ、該所得決定額ナキモノハ戶數割賦課基準額ニヨル、戶數割賦課基準額ナキモノハ實所得ニヨル

(ハ) (ロ)

負擔額ハ昭和八年度ノ事實（自八年四月至九年三月）ニヨル

調査市町村ニ於テ該當スル所得者ナキ場合ハ成可ク條件ノ類似セル都市又ハ農村ニ於テ調査補充スルコト



目次

- 一、農業者ト營業者ノ租税公課負担比較……………一
- 二、租税公課負担ノ内容……………五
- 三、各業者所得ニ對スル租税公課ノ地位……………一八



### 一、農業者ト營業者ノ租稅公課負擔比較

農業者ト商工業者トノ租稅公課負擔ノ不均衡ナル事實ハ從來各方面ノ調査資料ニ依リ明カナルトコロナルガ年次ノ相違、調査方法ノ差異等ヨリ種々ノ解釋ガ生レ、疑義ヲ生ジ且ツ負擔關係ハ素ヨリ經濟界ノ趨移ニ伴ヒ、多少ノ變動ヲ免レザルガ故ニ、現實ノ問題ニ對處セシニハ絶エズ最新ノ調査資料ト累年ノ比較トヲ必要トスルモノナリ。

本調査ハ昭和八年度ノ事實ニ即セル調査ナルガ、ソノ成果ハ次ノ誌表ニ見ル如ク、昭和六年度ノ事實ニ即セル前調査ト殆ド異ルトコロ無シ。蓋シ所得關係ニ於テ農村ニ底流スル農業恐慌ハ益々深化ノ度ヲ進メ、負擔關係ニ於テ、稅制ノ改ル所無キガ爲ニ農家ノ負フ固定性ノ諸稅（就中土地關係）ハ舊態依然タルモノアルヲ以テナリ。

即チ第一表、第二表、第三表ハ斯カル事實ヲ如實ニ物語ルモノト云フベシ。尙前調査トノ一應ノ比較ニ便スル爲ニ第四表ヲ附載セリ。



第一表 所得額ニ對スル公租公課負担ノ割合

業 別	階 級 別				所 得 階 級 別									
	地 主	自 作	小 作	物 品 販 賣 業 者	三百圓程度	五百圓程度	千圓程度	千二百圓程度	千二百四十圓程度	二千圓程度	三千圓程度	五千圓程度		
農 業 者	—	三三四%	二七二	—	三六三%	—	—	—	—	四六五%	三六四%	四二六%	三九二%	四三八%
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
營 業 者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 販 賣 業 者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 製 造 業 者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

註 コ、ニ所得額トハ第三種所得税決定額ヲ云ヒ、一千圓程度及ソレ以下ノ所得額ハ實所得額ニ  
ヨル、但シ×ハ實所得ニヨルモノ、以下同様

第二表 公租公課負担實額

業 別	階 級 別				所 得 階 級 別							
	地 主	自 作	小 作	物 品 販 賣 業 者	三百圓程度	五百圓程度	千圓程度	千二百圓程度	千二百四十圓程度	二千圓程度	三千圓程度	五千圓程度
農 業 者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
營 業 者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 販 賣 業 者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 製 造 業 者	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



物品製造業者	三三四六	五七七三	一,〇〇六八	一,二六〇六	一,二七七七	一,九三三二	三,〇七六三	五,一四一六
	三八四一	六三六三	一二九六九	一七四・二	一五・〇三	五〇二八八	五〇二八八	一,〇一九四一

四

註 一、括弧内ノ一ノ名ハ平均額算出ノ基礎材料ノ箇數ナリ

二、各欄中央ノ數字ハ公租公課諸負担ノ實額ヲ示シ、左端ハ所得額ナリ

第三表 公租公課負担ノ業別比較

業別	階級別	所得階級							
		三百圓程度	五百圓程度	千圓程度	千二百圓程度	千二百圓程度	二千圓程度	三千圓程度	五千圓程度
農業者	地主	—	二九・三	二九・七	三五・三	二九五・九	二八〇・三	三三六・一	二四六・一
	自作	二七・三	二二・五	一九六・八	三三九・四	二六三	三二七・〇	—	—
業者	物品販賣業者	—	八九・八	九八・四	—	—	—	—	—
	物品製造業者	一六・〇	九三・八	一四四・〇	一〇三・八	一〇四・九	九一・五	九八・三	八九・九

註 物品販賣業者ノ負担額ヲ一〇〇トシテ算出

第四表 所得額ニ對スル公租公課負担ノ割合

(単位ハ%)

業別	階級別	所得階級						
		三百圓程度	五百圓程度	千圓程度	千二百圓程度	千二百圓程度	二千圓程度	三千圓程度
農業者	地主	—	五・二%	五四・三%	四八・三%	六四・三%	六三・〇%	五八・八%
	自作	三四・九%	三三・四	三五・九	二五六	二八〇	—	—
業者	物品販賣業者	一二・五	一三七	一三・九	一四・一	一六・四	一九・五	一七・九
	製造業者	一一・五	一七七	一三・六	一八・四	一七八	一八・三	二一・四

二、租税公課諸負担ノ内容

前三表ノ租税公課諸負担ノ内容ハ次ノ五表ガ之ヲ示ス

第五表 租税公課諸負担ノ内容

五



(1) 農業者(地主)

所得決定額	所得階級別		
	五百圓程度	千圓程度	千二百圓程度
計	五三二・七	九六六・九	一、三三八・九
地租計	三三三・七	六二五・〇	一、〇四五・一
宅地租	二九六	四二四	七二四
田畑租	二九八・五	五七五・〇	九六・三
其他	五・六	七・六	一・〇四
其他	九・〇	三・八	一三・九
計	三四・七	六二・八	一一・四
地租附加稅	四七八・九	八九八・八	一四六・二
其他	四三	四一	五・八
計	四八三・二	九〇・二	一五・三
所得階級別	二千圓程度	三千圓程度	五千圓程度
計	一、三二一・九	三、〇三九・六	五、〇五九・七
地租計	六七七・八	一、四三三・五	一九八・三
宅地租	三七〇	一一五・九	一〇七・〇
田畑租	六三・〇	一、三〇三・四	一八五・六
其他	九・八	一・〇三	一・八七
其他	三・二	三三・九	七三・三
計	七〇・九	一七五・八	二七三・五
地租附加稅	九六・七	二〇〇・七	二七三・三
其他	八七	一一・八	二八八・九
計	九七・六	二一二・四	五〇三・二
所得階級別	二千圓程度	三千圓程度	五千圓程度
計	二、〇〇七・六	三、一三六・一	四、八七三・九
地租計	一、四二二・五	二、〇七〇・〇	二、七三三・三
宅地租	一一五・九	一〇七・〇	二〇二・六
田畑租	一、三〇三・四	一、八五五・五	三〇八・七
其他	一・〇三	一・八七	四・五〇
其他	三三・九	七三・三	一九四・九
計	一七五・八	二七三・五	五二七・八
地租附加稅	二〇〇・七	二七三・三	四八七・三
其他	一一・八	二八八・九	七九・七
計	二一二・四	五〇三・二	五七七・一

所得決定額	所得階級別		
	五百圓程度	千圓程度	千二百圓程度
計	五九三・七	一、〇四六・八	一、七二六・八
地租計	三三・四	四九八・五	八六四・五
宅地租	三三・四	四九八・五	八六四・五
田畑租	三三・四	四九八・五	八六四・五
其他	三三・四	四九八・五	八六四・五
其他	三三・四	四九八・五	八六四・五
計	三三・四	四九八・五	八六四・五
地租附加稅	三三・四	四九八・五	八六四・五
其他	三三・四	四九八・五	八六四・五
計	三三・四	四九八・五	八六四・五
所得階級別	二千圓程度	三千圓程度	五千圓程度
計	二、〇〇七・六	三、一三六・一	四、八七三・九
地租計	一、四二二・五	二、〇七〇・〇	二、七三三・三
宅地租	一一五・九	一〇七・〇	二〇二・六
田畑租	一、三〇三・四	一、八五五・五	三〇八・七
其他	一・〇三	一・八七	四・五〇
其他	三三・九	七三・三	一九四・九
計	一七五・八	二七三・五	五二七・八
地租附加稅	二〇〇・七	二七三・三	四八七・三
其他	一一・八	二八八・九	七九・七
計	二一二・四	五〇三・二	五七七・一



道府縣稅				國稅				所得決定額
計	立	獨	附	計	地	內	地	
	小	家	小					其
計	種	別	地	計	其	田	地	
計	稅	地	稅	計	他	畑	租	
計	稅	稅	稅	計	他	租	計	
三・五九	九・九五	三・九〇	五・四三	六・三	三・六〇	二・五七	一・五〇八	三三・五四 <sup>四</sup>
四・五九	一〇・三三	三・三八	六・七六	一〇	三・三七	三・三四	二・四六	五〇・九六 <sup>四</sup>
六・七三	一四・六六	一〇・二六	三・五五	七・六	五・〇六	五・三三	三・九三	九六・五五 <sup>四</sup>
一〇・一〇	一九・三三	四・六三	一四・三一	—	八・八八	八・一〇	五・七三	一二・七八 <sup>四</sup>
八・七三	一七八四	五・五六	一二・三八	—	六・八九	六・九七	四・〇七	一一・〇〇 <sup>四</sup>
一九七三	三・四〇	六・四五	二四・八四	—	一六四九	一五九七	二・〇八	二〇・六三 <sup>四</sup>

租稅公課負擔總額	課公ノ他其				租稅總計	稅	
	計	其	町	大		計	小
	計	他	會	字	計	計	他
	計	費	費	區	計	計	計
	計	費	費	費	計	計	計
二〇〇・一〇	三・四二	七・二七	—	一・一五	一六五・九九	七・三五	四三・三九
三六一・七七	六八・八八	八八・五	—	二・五六	二九二・八八	一三五・三三	六八・三六
五九八・九八	八九七・一	一六五・八	—	二・三五	五〇九・二七	二一九・一五	一三二・〇三
四四四・七九	九九七・六	六五・四	—	二・四五	三四五・〇三	一五六・三八	九〇・九三
八七〇・九六	一三三・六八	一八九・一	—	四・五二	七三七・三八	三六・五一	一八四・一一
一・二七六一	一五七・五〇	二二・六七	—	四・七三	一・〇六・一一	四五・三八	二七四・七六
三・三三三二	三一九・三二	六・四九	—	七・一〇	一九〇・三五	七六・三五	四四・七七

(口) 農業者(自作)

所得階級別  
 三百圓程度  
 五百圓程度  
 千圓程度  
 千二百圓程度  
 千四百圓程度  
 二千圓程度  
 三千圓程度  
 五千圓程度



國稅	所得決定額	所得階級別	ノ公課			租稅公課負擔總額
			計	大字區	町會費	
地租計	136	300圓程度	166	60	106	
宅地租	421	500圓程度	345	76	421	
畑地租	92	1,000圓程度	409	143	552	
其他租	393	1,000圓程度	586	159	745	
其他	5	1,000圓程度	634	73	707	
其他	1	1,000圓程度	73	152	225	
其他	1	1,000圓程度	398	561	959	
其他	1	1,000圓程度	516	358	874	
其他	1	1,000圓程度	645	73	718	
其他	1	1,000圓程度	939	152	1091	
其他	1	1,000圓程度	152	561	713	
其他	1	1,000圓程度	152	561	713	
其他	1	1,000圓程度	152	561	713	

(ハ) 農業者(小作)

其他	租稅總計	市町村			
		立	獨	附	國
水利組合費	383	196	570	270	270
農會費	340	155	287	173	173
其他	73	63	54	28	28
其他	115	55	107	53	53
其他	195	97	210	106	106
其他	113	157	198	49	49
其他	200	73	255	196	196
其他	475	183	355	237	237
其他	475	183	355	237	237
其他	475	183	355	237	237
其他	475	183	355	237	237



租稅公課負擔總額	課公ノ他其					租稅總計	稅				
	計	其	町	大字區	農水利組合費		計	稅立獨	稅加		計
								小	其反戶	小	
三〇八九	三三六	九四	一七六	三三	四四	二七五三	一〇四四	一	一〇四三	四八三	
五七二三	七九六	一三二	四〇八	一四三	一五	四九一七	一八〇〇	九	一七九一	六三四	
一三三三	二一三〇	三三三	一二七	二二九	三六	一〇三〇一	三〇四〇		一〇三〇	一〇三四	

村町市				稅縣府道				計	
附稅縣府道	稅加附稅國	小	其地租附加稅	計	稅立獨	稅加附			計
					小	雜家特	小其地		
二三八	一六四	七	八〇	一〇一〇	八四一	三五五	三四九	一三六	一六九
二七三	二二九	一三四	三四一	一七三二	一一三四	三八二	四七三	二五六	五八七
六一五	二三六	一六一	一一三四	三五一九	一四八二	六四〇	四七三	三〇四	二〇三七



(二) 營業者 (物品販賣業者)

所得決定額	國稅		道府縣稅		計	所得階級別	
	營業收益稅	其他稅	附加稅	獨立稅		所得階級	所得額
三百圓程度	三三・五八	九六	二〇六	一〇四	一〇四	三三・五八	
五百圓程度	五二・七九	八四六	一〇六八	四〇七	九八九	五二・七九	
千圓程度	一〇〇八・五〇	一九・九五	三三九五	一・八	一七〇五	一〇〇八・五〇	
千二百圓程度	一、三三六・三	二六・二七	三七一四	一〇	二〇三三	一、三三六・三	
千二百圓程度	一、二二五・三	三二・二五	三、四六	—	一七〇六	一、二二五・三	
二千圓程度	三、〇四三・四八	四七・七五	八八一七	—	二六〇六	三、〇四三・四八	
三千圓程度	三、〇七八・八九	七〇・九	一五六・六一	—	四三・五五	三、〇七八・八九	
五千圓程度	五、一三三・七	一六九・八	三四九・二	—	五八・九三	五、一三三・七	

其他	町	市	村			計
			獨立稅	附加稅	附加稅	
其他	一五九	三〇八	一六・三五	五・一七	九四六	一三・六七
大字	三・一〇	五九九七	三〇・五〇	九・九五	一〇七四	一八・七
會費	三・七三	一五二二	五四・九四	一六・九五	四四三	三六・三三
區費	四・八三	一五二七	六七・四八	一七・七三	二〇六二	四七・一〇
費	二六八	一三八・三	六四・四七	三三・一四	一五七六	四三・一〇
	一・三〇	二九〇・四一	一三〇・七〇	四〇・八四	三九九五	八一・五
	八五	四八〇・二	一八三・四八	五七・五〇	四二・四九	一四〇・三
	二八〇	八六五・三九	三一九九三	一〇六・三	七三三三	三三〇・四四



市 町 村 稅					道 府 縣 稅							
立獨	稅加附稅縣府道			稅加附稅國		計	稅立獨			稅		
	合	雜種稅附加稅	營業稅附加稅	家屋稅附加稅	小		其	營業收益稅附加稅	小		雜	營
其戶數	他割	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
四〇	五八三	九五七	二〇四	三〇六	二七九	二〇九	一三六二	九一九	三〇八	三三四	二八三	三〇四三
五〇	八七三	八五一	三〇〇	四八〇	一〇三六	九三八	一九〇四	九七九	三六五	六三	五三六	九三五
一一二	一七〇三	一九八四	四五六	一五二八	二二三四	一九九三	三六四〇	一七九五	五〇〇	一	一三六八	一八四四
一	三三・三八	一七八七	四八三	一三九三	三〇六三	二六六五	四九六三	二一三三	四六五	一	一六五三	二八三二
一〇〇	三三八一	一八七二	四八六	一三八四	二五三三	二二八九	四一三二	一六六四	五三六	一	一一三八	二四五六
九三	三七七五	二五四二	六五〇	一八八八	四五四六	四〇三五	七六四三	二九三六	六二五	八三	三二一八	四七〇四
七六	五七九一	四六八五	一三三三	三六八四	七八三五	一三九四	一三九四	五二五	一〇三七	二四九	三九七七	八八〇九
二九四	一三二六六	一〇九三六	一一四一	九七四〇	一四八一六	一四六一	二六九七	七九六五	一一九三	一	六五・三	一九〇〇六

加附	營業收益稅附加稅	計	國稅		所得決定額	所得階級別	課公ノ	
			其	營業收益稅			租稅公課負擔總額	商工會議所費
一五二	一九三	三七三	一・二六	二四六	三二・四六	三百圓程度	一・四	一・四
二八三	六四二	二五四	一・八八	九六六	五三・七五	五百圓程度	一・五八	四一
五〇九	二・三五	二四四八	四・四七	二〇〇一	一〇〇・六八	千圓程度	二・四八	二・五三
一〇六四	一七六七	四〇八八	一三・七七	二七二一	一・三六・〇六	千二百圓程度	二・九〇	二・八五
八八三	一五七四	二八八五	七・四三	二・四三	一・二七・七七	千二百圓程度	三・九	三・三七
一九八三	三三二一	七七三三	三六・二一	四・〇三	一・九八・七一	二千圓程度	七・四〇	五・九三
四三・四九	四四六〇	一五一八一	八四・五〇	六七三二	三・〇七・六三	三千圓程度	三二・四	九・八二
一八・七〇	八一・三六	三三・九〇	二〇・七四	一・五・四九	五・四一・五五	五千圓程度	四七・七〇	一六・三四

(ホ) 營業者 (物品製造業者)



租稅公課負擔總額	租稅總計				租稅小計			
	計	其他	町會費	大字區費	計	町會費	大字區費	其他
三・四一	三・四八	一・二〇	一・二〇	一・〇六	一八・五九	一八・五九	二八〇九	六・三三
六・六三	四・九五	一・五五	三・八五	二・〇七	五八・六七	二八〇九	六〇・三三	九・三三
二九・六九	八・五八	一・四五	三・三八	四・六四	一三二・二二	六〇・三三	一三二・二二	一八・五五
一七四・二二	二一・八三	二・三五	四・〇〇	一・五八	一六三・三九	七二・七八	一六三・三九	三三・三八
一五三・〇三	一三・九三	二・六三	二・九五	八・三五	一三八・一〇	六八・〇四	一三八・一〇	二四・二二
二七六・三九	二二・九〇	二・六七	五・四一	九・四	二六三・四九	一〇九・八四	二六三・四九	三八・六七
五〇一・八八	二六・七四	五・九一	九・二七	一・五〇	四七五・一四	一八三・八九	四七五・一四	五八・六九
一、〇一九四一	四四・七八	一五・三三	一七・一六	二・三五	九七四・六三	三八三・〇三	九七四・六三	一三四・六〇

三、各業者所得ニ對スル租稅公課ノ地位  
 以上ノ如キ租稅公課諸負擔ハ各業者ノ所得額ニ對シテ如何ナル意味、關係ヲモツカ、次ノ諸表ハ之ヲ明カニスル

第六表 各業者所得ニ對スル租稅公課ノ地位

(1) 農業者(地主)

一、所得額ニ對スル諸負擔ノ割合

所得決定額	租稅公課負擔總額	其他ノ公課	租稅總計	市町村稅	道府縣稅	所得階級別								
						三百圓程度	五百圓程度	千圓程度	千二百圓程度	千二百圓程度	二千圓程度	三千圓程度	五千圓程度	
100-0	三八・三	六・五	三二・八	一三・八	一・四	六・六%	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四	一・四
100-0	三六・三	七・〇	三九・三	一三・五	一・五	六・三%	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五
100-0	四六・五	七・〇	三九・五	一七・〇	一・三	九・二%	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三	一・三
100-0	三六・四	八・三	二八・一	一三・八	九・六	五・八%	九・六	九・六	九・六	九・六	九・六	九・六	九・六	九・六
100-0	四三・六	六・六	三五・九	一五・三	一・一	八・六%	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一
100-0	三九・三	五・一	三四・一	一四・六	一・〇	八・八%	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇	一・〇
100-0	四三・八	六・三	三七・五	一五・〇	一・一	一〇・四%	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一	一・一

二、諸負擔ノ地位



(口) 農業者(自作)

一、所得額ニ對スル諸負担ノ割合

所得階級別	所得階級別					所得階級別
	三百圓程度	五百圓程度	千圓程度	千二百圓程度	千二百圓程度	
國稅	四・八%	四・四%	三・八%	五・二%	四・一%	六・五%
道府縣稅	一七・一%	一七・七%	一七・三%	一九・八%	一六・〇%	三〇・二%
市町村稅	二九・七%	二九・〇%	二九・〇%	二八・六%	二六・五%	二八・一%
租稅總計	八三・九%	八〇・九%	八〇・九%	八五・〇%	七七・六%	八四・六%
其他ノ公課	一七・一%	一七・一%	一九・一%	一五・〇%	二二・四%	一五・四%
租稅公課負担總額	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0
其他ノ公課	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0
租稅公課負担總額	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0

二、諸負担ノ地位

所得階級別	所得階級別					所得階級別
	三百圓程度	五百圓程度	千圓程度	千二百圓程度	千二百圓程度	
道府縣稅	一五・〇%	一六・三%	一五・八%	一六・三%	一五・三%	一八・八%
市町村稅	三二・四%	三〇・〇%	二八・三%	二五・一%	二六・五%	二七・八%
租稅總計	八三・三%	八三・二%	八三・三%	八七・二%	八〇・〇%	八七・〇%
其他ノ公課	五・七%	四・七%	四・七%	四・三%	四・一%	五・三%
租稅公課負担總額	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0
其他ノ公課	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0
租稅公課負担總額	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0	100・0



其他ノ公課	一六七	一六九	一七八	一三八	二〇〇	一三〇
租税公課負担總額	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(ハ) 農業者(小作)

一、所得決定額=諸負担ノ地位

所得決定額	租税公課負担總額	其他ノ公課	租税總計	市町村稅	道府縣稅	國稅	所得階級別							
							三百圓程度	五百圓程度	千圓程度	千二百圓程度	千二百圓程度	二千圓程度	三千圓程度	五千圓程度
100.0	10.3	1.2	9.2	5.3	3.3	0.5%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

二、諸負担ノ地位

租税公課負担總額	其他ノ公課	租税總計	市町村稅	道府縣稅	國稅	所得階級別							
						三百圓程度	五百圓程度	千圓程度	千二百圓程度	千二百圓程度	二千圓程度	三千圓程度	五千圓程度
100.0	10.9	89.1	53.0	33.7	4.4%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(ニ) 營業者(物品販賣業者)

一、所得額ニ對スル諸負担ノ割合

所得階級別	所得	所得階級別	所得	所得階級別	所得	所得階級別	所得	所得階級別	所得	所得階級別	所得	所得階級別	所得	所得階級別	所得



租稅公課負擔總額	其他ノ公課	租稅總計	市町村稅	道府縣稅	所得階級別														
					三百圓程度	五百圓程度	千圓程度	千二百圓程度	千二百圓程度 <sup>×</sup>	二千圓程度	三千圓程度	五千圓程度							
一三三	一三	二二	五八	四一	一三	二二	五三	三六	二二	二二	一八	五七	三九	三三	一三	一八	七五	五二	六二
一三〇	〇九	二二	五三	三六	二二	二二	六〇	三六	二四	二四	二八	五八	三五	二五	一三	一五	六〇	四五	四九
一二九	〇九	二〇	六〇	三六	二四	二〇	六〇	三六	二四	二四	二八	五七	三五	二五	一三	一五	六〇	四五	四九
一二七	〇九	一八	五七	三九	三三	一八	五七	三九	三三	三三	二八	五八	三五	二五	一三	一五	六〇	四五	四九
一二九	一	一八	五八	三五	二五	一八	五八	三五	二五	二五	二八	五八	三五	二五	一三	一五	六〇	四五	四九
一三九	〇七	一三	五五	三八	三九	一三	五五	三八	三九	三九	一三	五五	三八	三九	一三	一五	六〇	四五	四九
一六三	〇九	一五	六〇	四五	四九	一五	六〇	四五	四九	四九	一五	六〇	四五	四九	一三	一五	六〇	四五	四九
一九八	〇九	一八	七五	五二	六二	一八	七五	五二	六二	六二	一八	七五	五二	六二	一三	一五	六〇	四五	四九

(ホ) 營業者 (物品製造業者)  
一、所得額ニ對スル諸負擔ノ割合

租稅公課負擔總額	其他ノ公課	租稅總計
100.0	1.8	88.2
100.0	0.9	91.0
100.0	8.2	91.8
100.0	6.8	93.2
100.0	7.4	92.6
100.0	7.1	92.9
100.0	6.1	93.9
100.0	5.0	95.0

市町村稅	道府縣稅	租稅總計	其他ノ公課	租稅公課負擔總額	所得決定額	二、諸負擔ノ地位														
						三百圓程度	五百圓程度	千圓程度	千二百圓程度	千二百圓程度 <sup>×</sup>	二千圓程度	三千圓程度	五千圓程度							
四六二	三六〇	六〇	一四	二六	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
四六三	二八五	一六二	一三	二八	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
四三八	二八九	一九一	一〇	二四	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
四一五	二八九	二二八	〇九	三三	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
四三四	二八三	二二〇	一〇	三三	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三八六	二六一	二八三	一一	三三	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三五九	二七四	三〇六	一〇	三六	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
三五〇	二五〇	三三〇	〇九	三九	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0







昭10  
A  
729

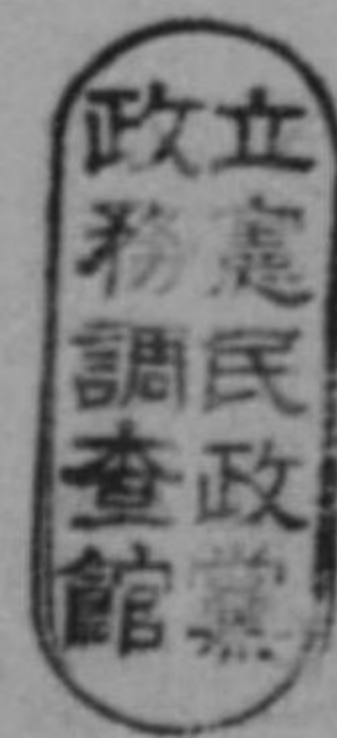
昭和十年三月

商品の單純化に就いて

臨時産業合理局

〔代  
勝  
寫〕

昭10  
A  
729



10.5. 9 日本標準規格 A



# 商品の單純化に就いて

## 目次

商品單純化の意義	一
商品單純化の効果	四
商品單純化の方法	六
商品單純化と工業品規格統一	一〇
商品單純化の實例	一一
一 罐詰用罐	一一
二 洋服既製品	一三
三 毛布	一三
四 タオル製品	一三
五 アルミニウム製品	一三

2.01



六	亞鉛鐵板	.....	一四
七	小巾捺染用岡生地	.....	一五
八	珧瑯鐵器	.....	一五
九	事務用紙類	.....	一六
十	事務用卓子及椅子	.....	一七
十一	内地向柑橘容器	.....	一八
十二	輸出羽二重	.....	一八
十三	洋裝品及衣服類	.....	一九
餘	言	.....	二〇

## 商品の單純化に就いて

臨時産業合理局

### 商品單純化の意義

我々が日常使用する品物、例へば蓄音機のレコード又は安全剃刀の替刃の寸法が、若しその製造會社に依つて異つてゐたら、どんなに不便であらう。若し又帽子のサイズが一定せず、我々が帽子を買ふ場合に、店頭並べてある品物を一々被つて見なければ、自分の頭に合ふものを手に入れることが出來ないとするれば、どんなに億劫な事であらう。かうした商品の形狀、寸法等が統一せられてゐることに因つて受ける便利重寶といふことに付いては、我々は慣れて了つて、當然の事のやうに考へてゐるが、或る商品がこの域に達するのは、關係業者は勿論、その團體又は組合、時には進んで政府當局までが尻押しをして、これが統一即ち商品の單純化を徹底せしめた結果である。こゝに掲げた蓄音機のレコード、安全剃刀の替刃及帽子の如きは、その典型的なものであつて、これ等の商品に付いては、夙に國際的に商品の單純化が行はれてゐるのである。又例へば後に説明するやうに我が國で製造せら



二  
れる罐詰用罐型の種類が、従来約四百種の多数に上つてゐたのであるが、そのうち實際に汎く流布してゐるのは、十餘種に過ぎなかつたので、社団法人日本罐詰協會は、これを四十種に單純化し、他のものは製造せぬことにした。

商品の單純化とは、現在世間に流布してゐる同一商品の種々多様な形状、寸法、品質等に依る種類のうち、出来るだけ需要の少いものの製造、販賣、使用又は消費を廢めて、需要の多い種類にこれを集中しようとするのである。必ずしも一種類に統一しようといふのではない。數種類でも數十種類でも可い。要は出来るだけその種類を減らすことである。又單純化に依つて削除せられた種類と雖も、必ずしもその製造販賣を絶対に禁止することになくても可い。或は特殊品として特に注文があれば、製造し得るくらの途は残して置くことも一方法であらう。

各種工業發達の過程からいふと、最初は製造家の間に製品の形状、寸法、品質等に付いて何等の聯絡がなく、需要者又は商人の時々の注文に應じ、又はその嗜好を推測して、各自勝手なものを製造するを常とする。進んでは、競争上の方便から、強ひて目先を變へた形状のものを製造したり、生産費を切り詰める爲に、人目に着かぬ程度に於て段々寸法を縮めたり、品質を落したりする。かうして同一商品も、その形状、寸法、品質等に於て、複雑多岐を極めることになる。勿論人間の趣味性は千

種萬態であつて、これを統制することは出来ないから、趣味を多分に採り入れねばならぬ種類の商品は、これを單純化することは出来ないし、又單純化すべからざるものである。しかし日常最も大量に使用又は消費せられる実用向きの商品に付いては、その最も恰好にして便利である形状、寸法又は品質といふものが、自ら定つて來べき性質のものであるし、又これ位の寸法は是非なくてはならぬとか、この程度の品質でなければ役に立たぬとかいふ最低限度も自らあるべき筈である。従つてかうした商品に付いては、同一の商品でありながら、形状の異つたものが數十種あつたり、寸法の異つたものが數百種あつたりすることは、凡そ意味のないことであつて、こゝに商品の單純化といふことが問題となるのである。

唯多少考慮を要するのは、輸出向きの商品である。輸出向きの商品のうちでも、我が國で適當に定めた形状、寸法、品質等のもものがその儘文句なしに、輸入國で受け容れられるやうな情況に在るものなら可いが、先方の特殊な生活様式又は獨特な風俗習慣に迎合せねばならぬやうな情況に在り、殊に斯く斯くのものが必要だといつたやうに、先方から形状、寸法、品質等を特に指定して注文して來る品物に付いては單純化は困難である。



#### 商品單純化の效果

四

我々が料理店で食事をする場合に、好みの一品料理を注文すれば割高だが、定食をとれば割安である。蓋し料理店に見れば、定食は大量生産であるから、一人前當り安く出来るのみならず、毎日の需要數の大體の見當が付いてゐるから、仕入れた材料に無駄が出来ない。それに手慣れた料理は、自然改良されて、味加減が可い。又お客に見れば、安價であることが何より結構である上に、メニューに端から端まで眼を通して適品を見付ける面倒から免れ得る。

商品單純化の效果は、この定食割安の理論に依つて理解出来る。先づ製造家の立場からいへば、單種大量生産の結果、若し従來異つた種類毎に異つた機具又は機械その他の工場設備を用ゐてゐたとすれば、これ等の數を減少することが出来るし、若し又従來異つた種類を製造する毎に、同一の機具又は機械その他の工場設備の一部を取り換へてゐたとすれば、その取り換へに伴ふ製造工程上の障害を除去することが出来る。加之工場に於ける作業方法を標準化することに因つて、その能率を高める。又多數の各種類に付いて、多少づつ原料及材料と共に製品を手持ちせねばならぬ不利不便から免れ、原料及材料並に製品の手持高を減少することに因つて、資本の固定を少くする。而も需要の普遍的な

種類のみを製造することになるから、季節その他に依る注文の斷續に拘らず、製造家は絶えず需要の平均高を製造して行けば可い。従つて労働者の雇傭を安定せしめることが出来る。その他包装が統一せられ簡易化せられるから、包装費を節約し得るのみならず、これを積載する貨車又は船舶のスペースが節約せられるから、運送費も低減し得る。結局良品を廉價に供給することが出来る譯である。

次に商人の立場からいへば、需要の多少に拘らず、同一商品を始終複雑多岐な種類に互つて揃へて置かねばならぬ不利から免がれ、資本を手持商品に固定することを少くする。又銘柄、等級、サイズその他の稱呼に依つて種類を指定することが出来るやうになるから、商品の選擇を的確にし、商取引を簡易敏活ならしめ、取引に伴ふ苦情を少くし、自然營業費を輕減し得る。

既に良品を廉價に製造し、販賣上の營業費を輕減することになれば、消費者の受ける利益に付いては、更めてこゝに説明の要を見ないであらう。殊に廉價だと思つて買入れた商品が、寸足らずであったり、品質が粗悪であつたりすることになると、同一同種の商品に付いても、果して何れが廉價なりや判斷に苦しまねばならぬことになるから、商品が單純化せられれば、かうした不安がないだけでも消費者は助かる譯である。

商品單純化の效果として更に見落としてならぬことは、部分品の製造、販賣及使用を促進し、完成

五



品の組立又は修繕に便宜が多くなることである。例へば自転車の部分品はまだ單純化せられてゐない爲に、或る製造家の製造に係る自転車を買った人は、やはりその製造家の製造に係る部分品又は偶々これと形状及寸法を同じうする類似品を以てしなければ修繕が出来ない。この爲に被る不利不便に付いては説明するまでもない。斯くの如きは、部分品の商品としての效用を不當に狭め、その製造、販賣及使用を不當に妨げてゐる譯である。若しこれが單純化にして行はれたならば、かうした不利不便は除去せられることになる。

商品の單純化は、以上述べたやうな顯著なる効果を齎すものなるに鑑み、又特に歐洲大戰當時軍需品を大量且迅速に供給せねばならぬ必要に迫られた影響を受けて、歐米諸國に於ては、夙に唱導せられ實施せられた所であり、いづれも相當の成績を挙げ來つたのである。殊に米國は、國民性として單純を好む風があり、大工場大量生産の國である爲に、又獨逸は、國民性として合理性を好む風があり、戦後經濟的恢復を急ぐ必要があつた爲に、この兩國に於ては、商品の單純化は、産業合理化方策の一要素として、最も熱心に實施せられ、その效果の最も見るべきものがあつた次第である。

#### 商品單純化の方法

我が國に於ても、或る種の商品に付いては、實際の必要に基いて、昔から慣行的に或る程度の單純化が行はれて來た。例へば足袋の大いさを何文といふやうに定め、疊建具の寸法を長さ六尺幅三尺に一定し、書物の寸法を菊版、四六版等に統一することなどがそれである。しかしこれ等は何分慣行に依ることであるから、不正確なるを免れない。例へば關東地方の大震災後、關西地方から疊が澤山東京に持ち込まれたが、關東の疊と關西の疊とは、その寸法を少し異にしてゐる爲に、うまく合はず、これを買込んだ商人は多大の損失を受けたといふ話を聞いてゐる。

然るに近年に至つて、同業者間に明示の協定を爲して商品の單純化を實施する風を生じて來た。例へば罐詰關係業者の諸團體の代表者が協議して、罐詰用罐の罐型及内容量の單純化を實施し、洋服既製品の各地に於ける製造家の組合の代表者が協議して、各種洋服既製品の寸法の單純化を實施したるが如きこれである。

これらは民間關係業者の團體自ら商品の單純化を實施した例であるが、昭和五年六月、商工省に臨時産業合理局が設置せられてからは、同局がこの事業に積極的に乗り出すこととなつた。その方法としては、單純化の可能性ありと認められる各商品毎に關係業者、商工會議所の如き經濟團體の代表者及斯界の權威者を委員として網羅した委員會、例へば毛巾單純化委員會といったものを臨時産業合理



局内に設置し、(1)單純化すべきもの、範圍、例へば毛布に付いていへば、純毛布、混綿毛布、人絹毛布、綿毛布等のどれとどれとを單純化すべきかといふ問題。(2)單純化の程度、例へば毛布に付いていへば、寸法の單純化に止むべきか、品質の單純化まで進むべきかといふ問題。(3)實施普及の方法、即ち商品の單純化は、法令に依つてこれが實施を強制することは不穩當であつて、さういふ制度になつてゐない。關係業者が自治的に一致協力して實施するより外に途はない。それで工業組合若しくはその聯合會、商業組合又は同業組合若しくはその聯合會などが、單純化せられた種類以外のものは製造又は販賣せぬといふことを、その定款その他の規約に規定し、製品の検査をしてこれが實施に遺憾なきを期するといふ方法に據つてゐる。即ちどういふ團體をして、何日から、如何なる手段で實施すべきかといふ問題。これ等の問題をこの委員會で審議し決議するのである。委員會の幹事及書記には、臨時産業合理局及關係府縣の官吏を任命し、これ等が委員會の一切の世話をすることになつてゐる。

從來の事例を見るに、この委員會の議事は、案外スラスラ進行して、容易に決議に到達することもなきにしもあらずであるが、何分永年の因襲を改革しようとするものであり、又各地風習を異にする關係もあり、更に露骨にいふと、從來一般の品物より多少寸法を詰めたり品質を落としたりして賣値の競争をして來た方面からの反對論なども出て、月日を隔て、數回委員會を開催し、その間私的懇談

を遂げても、意見の纏まらぬことも少なくない。しかし單純化の利益に付いては、關係業者もよく承知してゐることであるから、結局は小異を棄て、大同に就き、最後の決議に到達するを當とする。從來設置せられた單純化委員會で、未だ決裂した事例がない。

今日までにこの種の單純化委員會の設置せられた商品としては、毛布、タオル製品、アルミニウム製品、亞鉛鐵板、小巾捺染用岡生地、珉瑯鐵器、事務用紙類、事務用卓子及椅子の八を算へることが出来る。このうち尙決議に到達しないものは、アルミニウム製品、亞鉛鐵板及珉瑯鐵器の各一部分だけである。この外に正式の委員會は設置せられなかつたが、實際上略同様な官民協議會に依つて單純化の決定せられたものとして、内地向柑橘容器がある。これ等各商品個々の事情に付いては、後にその概要を説明しよう。尙、銅及眞鍮器、紙函、硝子製品、敷布、自轉車部分品等に付いても、委員會設置の豫定を以て目下準備調査を進めてゐる。

尙かうした特別の委員會は設置せられないが、他の問題に關聯して自然單純化の議が起り、商工省の斡旋に依つて、その目的を達したものがあつた。輸出羽二重、洋裝品及衣服類(品目の詳細に付いては、一九頁、二〇頁参照)がそれである。これ等各商品個々の事情の説明も、併せて後に譲る。



### 商品單純化と工業品規格統一

臨時産業合理局のやつてゐる他の事業の一に、工業品規格統一といふことがある。これはその趣旨目的に於て商品の單純化とその方向を一にしてゐるが、聊かその性質を異にしてゐるから、これを説明して置きたい。

工業品規格統一とは、現在世上に流布してゐる商品の如何は問題とせず、統一後に於ける當面の不便は犠牲としても、學術上及實際上最良と認定せられる規格（規格とは形状、寸法、品質等を明確に指示する規定をいふ。）を決定することであつて、統一の目的物も、工業品殊に建築、土木、船舶、車輛、機械及器具等に關係ある材料又は製品の類に限られ、一般の商品に及ばない。又工業品規格統一調査會といふが如き、多數の専門學者及技術家を主たる委員とする調査會で慎重審議し、決定の上は商工省告示（各省大臣連署）を以て公布する手續をとる。（かうして決定せられた規格が、昭和九年末現在で、既に三百二十九件に上つてゐる。）これに對して商品の單純化とは、前にも述べた通り、現在既に商品として市場に販賣せられてゐるもの、多數の形状、寸法、品質等のうち、需要の少い種類の製造、販賣、使用又は消費を廢めて、需要の多い種類にこれを集中しようとする事、即ち間引かうとい

ふことである。従つてその審議に際しても、餘り専門の學問技術に依らず、製造及販賣業者間の申合せに依つて手軽に實施せられる。米國でも規格統一はこれを Standardization と唱へ、單純化はこれを Simplification と稱して區別してゐる。但實際問題となると差別に困難なものもあらうと思はれる。

### 商品單純化の實例

#### 一 罐詰用罐

罐詰用罐は、從來その種類約四百種の多數に上つたのみならず、その内容量の容器量に對する割合も區々であつたのに鑑み、社團法人日本罐詰協會が主催し、昭和五年十一月全國に互る製造及販賣關係業者の團體の協議會を開催し、商工及農林兩省並に關係府縣の係官も出席して、今後用ふべき罐型及最低内容を決定した。（その後昭和七年三月及昭和八年十一月改訂）即ち罐型としては、標準罐型十種、特殊標準罐型二十二種、暫定特殊罐型八種、合計四十種に單純化することに決定し、罐詰の内容別に、これに用ふべき標準罐型を指定し、更にその個々に付いて、最低内容を決定し、直に實施した。

社團法人日本罐詰協會は、この單純實施の結果、全國の製罐業者、罐詰製造業者及罐詰販賣業者の



受ける利益金總計は、一年約四百萬圓に達するといふ計算を發表してゐる。

一一

## 二 洋服既製品

洋服既製品は從來製造家に依つて、その稱呼及寸法同一でなく、不利不便少なくなかつたのに鑑み、その製造及卸賣の中心地である東京、大阪及名古屋の三市並に北陸地方に於ける製造及卸賣關係組合間に、これが單純化に關し、昭和六年七月協定が成立し、同年の冬物から實施せられた。即ち單純化の目的物を冬物に限定し、(1)兒童及婦人服は、(イ)女兒冬服十六種 (ロ)婦人服五種 (ハ)男兒冬服六種 (ニ)男女兒用オーバ十五種とし、(2)小學生用金釦冬服は七種とし、(3)中學生用冬服は五種とし、(4)大人向冬服は、(イ)普通大人向背廣服、オーバ (ロ)特殊大人向背廣服、オーバ各五種とし、合計七十四種に單純化し、その各稱呼、號數及寸法を一定した。

## 三 毛 布

毛布は元來その品質複雑なるに加へ、その製造家の大部分が、中小工業者であつて、生産組織に聯絡統制を缺いてゐる爲、その寸法、使用糸及密度は、頗る區々であつて、寸法の點から見た種類だけでも、二百種を超える状態であつた。そこで昭和八年七月、臨時産業合理局に毛布單純化委員會を設置して、これが單純化に付いて審議した結果、差當り實行の可能性ある寸法の點のみに付いて單純化

することとなり、同年十一月これを決定した。即ち純毛布、混綿毛布、人絹毛布及綿毛布に付いては各七種、水車紡(ガラ紡)綿絲一重組織毛布に付いては九種、合計三十七種に單純化することに決定した。而も右の中には共通の寸法のものが多いから、寸法の種類のみから見るときは、結局十三種になつた譯である。この決定は、昭和九年十一月一日から、日本毛布工業組合その他の關係業者の組合で實施せられてゐる。

## 四 タオル製品

タオル製品もやはりその製造家の大部分は中小工業者であつて、その寸法及品質から見た種類は二千餘種に上ると稱せられてゐた。そこで昭和八年七月、タオル製品單純化委員會を設置して、これが單純化に付いて審議した結果、寸法及重量に付いて單純化することとなり、昭和九年八月これを決定した。即ちこれを寸法の點から見るときは、浴巾十二種、湯揚九種、おしぼりタオル二種、反物二種、ハンカチーフ三種、腰巻三種、合計三十一種に單純化することに決定した。この決定は、昭和十年一月一日から、日本タオル工業組合聯合會その他關係業者の組合で實施せられてゐる。

## 五 アルミニウム製品

アルミニウム諸製品に付いても、從來同一品種でも、その容量、重量、口徑、深さ、板の厚さ等頗



る區々なものがあつて、その總種類數四百を超えると稱せられてゐた。そこで昭和九年一月、アルミニウム製品單純化委員會を設置し、前掲の諸點に付いてこれが單純化を審議した結果、湯沸八種、急須三種、水筒六種、辨當箱八種、菜入四種、コップ五種、鍋類十一種、飯蒸器七種、盥七種、合計五十九種に單純化することに決定した。尙二、三未決定の點があるので、右の決定は、まだこれが實施期日を決定するまでになつてゐないが、決定せられた分に付いては、實施期日を待たず、事實上實施してゐる製造家が少なくない。尙この單純化委員會に於ては、品質の點に關しても研究を遂げ、アルミニウム板製品の材料は、アルミニウム純分九十八%以上、アルミニウム鑄物製品の材料は、アルミニウム純分九十七%以上たるべきことを決定した。

#### 六 亞鉛鐵板

亞鉛鐵板も、現在その寸法、厚さ及亞鉛の鍍金量等區々であつて、寸法から見た種類だけでも三百種以上に及んでゐる。そこで昭和九年六月、亞鉛鐵板單純化委員會を設置し、これが單純化を審議した結果、先づ寸法の點に付いて、平板二十八種、浪板（浪付前のもの）二十四種、合計五十二種に單純化することに決定した。亞鉛鐵板の厚さ、亞鉛の鍍金量及浪板の仕上寸法に付いても、單純化することになつてゐるが、これ等の點に付いては、目下引續き審議中であり、いづれこれ等の點が決定し

た上で、一括關係業者の組合で實施することになつてゐる。

#### 七 小巾捺染用岡生地

小巾捺染用岡生地も、從來その寸法、使用絲及密度區々であつたので、昭和九年十二月、中形捺染生地單純化委員會（當初單純化の目的物として中形捺染生地を眼中に置いたので、かうした狭い名稱を採つた）を設置して審議した結果、寸法、使用絲及密度の點に付いて、これを二種に單純化することに決定した。但し巾及密度の點に付いては、右二種は同一である。この決定は、昭和十年四月一日から、關係業者の組合で實施することになつた。

#### 八 珧瑯鐵器

珧瑯鐵器に付いても、同一品種でも、その形状、口徑、底徑、深さ、鐵板の厚さ等頗る區々になつてゐる。そこで昭和十年二月、珧瑯鐵器單純化委員會を設置し、前掲の諸點に付いて、これが單純化を審議した結果、内地向きの品に限つて單純化することとなり、洗面器十三種、飯蒸六種、コップ八種、辨當箱八種、菜入四種、鍋十六種に單純化することに決定した。尙使用原板に付いても、餘り薄いものを使用することを防止する爲に、上掲の各品種に付いてはいづれも三十一番以上のものを使用すべきことに決定した。



この外、バット及湯沸に付いても單純化することになつてゐるが、この分はまだ決定に至らない。これ等も全部決定した上で實施期日を定め、關係業者の組合で一齊に實施することになつてゐる。

#### 九 事務用紙類

官公署、銀行、會社、商店等に於て、日常使用せられる事務用紙類の寸法の不統一なことは、更めてこゝに説明するまでもない。曩に工業品規格統一調査會に於ては、理論及實際の見地から研究した結果、用紙の仕上寸法を、A列0號乃至12號、B列0號乃至12號の二十六種に標準化し、これを日本標準規格として決定した。この標準寸法を日常實際に使用せられる各種の事務用紙類に如何に應用すべきか。例へば書簡用紙にはA又はBの何號を用ふべきか。歐文タイプライター用紙にはA又はBの何號を用ふべきかといふやうな決定を與へる爲、昭和七年一月、用紙標準化委員會が設置せられ、約二箇年間に、順次書簡用紙外十六種 of 事務用紙、事務用封筒及荷札に付いて右の決定を見た。

事務用紙類の單純化は、前掲諸商品の單純化と趣を異にし、主として消費者の便宜といふ點から起つた運動である。製造業者の立場としては、將來單純化せられた寸法が汎く用ゐられるやうになれば、製造上亦多大の利便を受けることは承知してゐるが、今日の處では、差し迫つて單純化すべき必要を感じてゐる譯ではない。殊に單純化の基本となつた日本標準規格は、從來稍々不正確ながら慣行的に

汎く用ゐられて來た菊版又は四六版の型と一致しないのであつて、(だから嚴正なる意味に於て、本件は商品の單純化ではない。)製造業者の組合又は團體で、この單純化せられた標準寸法以外のものは、製造又は販賣しないといふ決議をした譯ではない。臨時産業合理局、日本商工會議所、日本工業協會、日本能率聯合會等が主唱し、官公署、銀行、會社、商店、民間諸團體等、専ら消費者方面に呼び掛けることに依つて、これが實施普及を圖つてゐるに過ぎない。しかし最近次第にその効果の見るべきものがあつて、官廳方面は勿論、民間でも追々これが實施を見るやうになり、製紙會社でも、この標準寸法を截斷するに適する原紙を製造せざるを得ざるに至つた。

#### 十 事務用卓子及椅子

現在官民各方面に於て日常使用せられる事務用卓子及椅子の種類、寸法及形式等の亂雜なことも亦何人も認める所である。これは使用者の方面に於て、事務能率及保健衛生上考慮を要する所であるのみならず、製造及販賣業者の方面に於ても、不利不便が少なくない。そこで昭和八年六月、事務用卓子及椅子單純化委員會を設置して審議した結果、昭和九年十一月、事務用卓子及椅子の種類、形式及寸法を單純化し、同時にこれが製作上必要なる木材、構造、塗裝、金具及椅子張に關する綱領をも決定した。即ち卓子は、事務用四種、脇用三種、會議用二種、食堂用一種、應接用二種、合計十二種と



し、椅子は、事務用八種、會議用一種、食堂用二種、應接用一種、合計十二種とし、その個々に付いて、寸法及形式を決定した。

この決定も、事務用紙類に關する決定同様、製造又は販賣業者の決議に依らず、臨時産業合理局等で官民各方面の使用者に宣傳することに依つて實施普及することに努めてゐる。

#### 十一 内地向柑橋容器

輸出向柑橋に付いては、夙に輸出検査を實施してゐたから、その容器の寸法も省令で定つてゐたが、内地向柑橋の容器は、從來産地に依てその寸法區々であつて、取引上不利不便が少なくなかつたのに鑑み、昭和八年六月、生産及販賣關係業者、商工及農林兩省並に柑橋主要生産府縣各係官が寄つて協議した結果、内地向柑橋の容器を四種類に單純化することに決定し、各種類の長さ、巾及深さの寸法を決定した。この決定に基き、商工及農林兩省共同でこれが實施に關する通牒を關係府縣に發し、地方廳令を改正し、又は關係同業組合の定款を變更して、これを實施した。

#### 十二 輸出羽二重

輸出羽二重の羽附は、從來久しく多種多様であつて、輸出貿易上支障が少なくなかつた。こゝに所謂羽附とは、織物の厚さを示す標準であつて、鯨尺で幅一寸、長さ六丈の織物を標準とし、その重量

が例へば五匁あれば、これを五匁附、六匁あればこれを六匁附と稱する。輸出羽二重の取引は、この羽附を基準にして、幾匁附のものを幾何といつて取引するのであるから、同一の羽附の厚さが區々であつてはならないのみならず、羽附の種類が餘り多くては不便である。

昭和六年五月、臨時産業合理局内に輸出羽二重工業改善委員會が設置せられ、斯業の統制方策が論議せられた際、この羽附單純化の必要が併せて議題に上り、その結果二十匁以下の羽附を十四に單純化することに決定した。この決定に基き、商工省では輸出絹織物検査規程を改正し、昭和七年四月一日からこれを實施した。

#### 十三 洋裝品及衣服類

昭和四年十二月、商工省主催の下に、關東及關西の各百貨店及日本百貨店協會が、メートル法普及協議會なるものを開催し、メートル法の普及方法を協議した。その協議の結果、各種洋裝品及衣服類に付いてメートル法を採用することになつた爲、自然メートル法に依る寸法の單純化を齎すこととなつた。最初はカラー及ワイシャツのみであつたが、その後次第に他の品目が加はり、今日では右の外、ズボン吊り、靴下、バンド、シャツ、ズボン下、猿股、コンビネーション、腹巻、帽子、足袋、手袋等に及んだ。尙和服も同様であつて、男長着、女長着、一ツ身長着、四ツ身長着、男羽織、女羽織、



男長襦袢、女長襦袢、男袴、女袴、丸帶、袷帶、男帶等の裁縫の各標準寸法も決定せられた。これ等はいづれも現に各百貨店及百貨店商業組合で實行せられてゐる。更に靴及洋傘に付いても、目下審議中である。

#### 餘言

商品單純化の事業は、我が國に於ては、漸くその緒に就いたばかりであつて、これが大成は、今後に於ける官民不斷の努力に俟つ外はない。由來我が國の如く資源の貧弱な國柄に在つては、國民の理智の働きに依つて、物資の無駄を最小限度に止めるやう、物資を最も合理的に驅使するの風を作らねばならぬ。この意味に於て、商品の單純化は、我が國としては、徹底的にこれが實施普及を圖らねばならない。前にも述べた通り、商品の單純化は、趣味を多分に採り入れねばならぬ性質の商品には不向きである。殊に我が國民の趣味は、和漢洋に互り、複雑多岐を極めてゐる。斯くの如きは、一面我が國民性の長所であつて、かうした方面の要求に對して適度の満足と與へることも亦必要な事である。商品の單純化は、かうした方面の要求を拒否してまで實施しようといふのではない。唯生活線上に働く國民大衆の要求する生活必需品に付いて、優良なる商品を安價且豊富に供給することを目的とするものである。而してこれは國民大衆全般の熱心なる支援を得て初めてその目的を達し得ることである。

就いては以上述べた所を諒とせられた諸君は、既に單純化の決定を見た商品に付いては、單純化せられた種類のものを使用又は消費せられると共に、未だ單純化に手を染めない爾餘の多數の商品に付いても、若し單純化の可能性ありと認められるものがあれば、書面又は口頭を以て商工省の臨時産業合理局へ申出でられ、一種でも多くの商品が單純化せられることに協力せられむことを希望して已まな

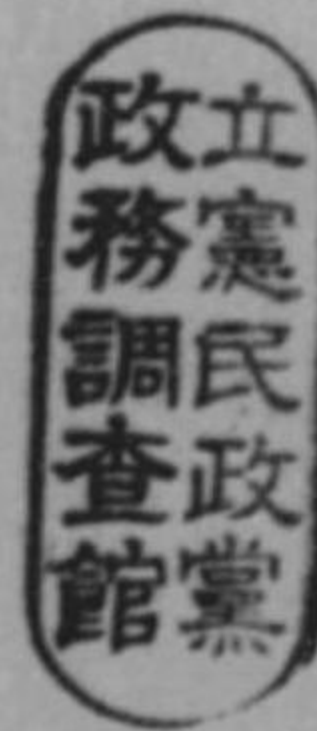


昭10  
A  
730

昭和十年三月

町村農會青年部要覽

栃木縣農會



10. 6. 4

昭10  
A  
730



### 町村農會青年部設置の趣意

世を擧げて叫ばるゝ自力更生、經濟更生計畫樹立運動の勃興等々非常時日本農村は、今や鼎の沸くが如き混亂の中にも時代の動向につれて、一脈の活路を見出さんとする眞摯なる新勢力の擡頭しつゝあるをまさしくと看取することが出来る。

我が農村は明治維新以後半世紀の間に、幾度か興廢の岐路に立つたが、その多くは主として外部的原因に歸するものといつて差支へない。然るに今次の農村の行詰りは素より外部的の諸事情に起因すると雖も、茲に看過し得ないのは内部的即ち農業の本質的崩壞を醸成しつゝある點である。

即ち従來採り來りたる農業の指導獎勵方針と、農村經營や農業經營の方針に根本的な錯誤があつた爲に、社會經濟の進展分化の實相との間に益々大きな溝渠を生ぜしむるに至つた、この溝渠こそ農村をして愈々行詰らしめた一大原動力でなければならぬ。

過去半世紀に亘る農事行政は、之悉く増産を目標とする指導であり獎勵であつた。而も其の指導獎勵たるや、極めて無統制な、非綜合的な、所謂資本主義の立て前である自由競争裡に放任された不親切極まるものであつたのである。そこには農業の本質も、農村構成の特異性も、認識されない幾多の施設經營が行はれて來た。

唯系統農會のみが十年來僅かに綜合指導の必要を力説し實行し來つたに過ぎなかつた。然し一面から云へば往時の社會情勢はそうせざるを得なかつた點も多分に藏しては居たのもあつた。

今や正に統制の時代であり、これに依らざれば現下の難局を打開匡救すること殆んど不可能なりと叫ばるゝの秋農業と雖も、統制經濟の上に綜合經營の美果を收めなければならぬ。否農業なるが故に殊に然あらねばならぬのである。

茲に於てか農村經濟更生の運動澎湃として興り、更生計畫は隨所に樹立せられ、本縣亦之に拍車をかけて居るを以て茲二三年にして全町村に實現されんとするの情勢に在るのである。



然し乍ら、如何に必然的に勃興したる運動とは云へ、農村社會の全層を通じての自發的のものでなく、國を始め所謂有識者指導者階級の一部より出發せる運動である以上、そこに一抹の暗影があり眞の力強さを懸念せしむる點なしとしない。長い封建時代の所謂『倚らしむべし、知らしむ可からず』に、宿命的に馴致された我が國農民の血は、昭和の今日になつても尙残つて居るかに見えるが故に、上よりの力でかくの如くすべしと指導されるれば、惟々として之に應ずるの傾向を多分に持つて居るのである。之れ世の爲政者も學者も將た指導者も留意し且つ怖れなければならぬ點である。それは從來屢々行はれて來た斯種の計畫的指導が、唯單に計畫に止り少しも實現されず、悉く失敗を繰り返して來た事例に徴して明かなる證左である。

然し今は非常時であり、従前とは時代が違ふが故に、それは杞憂に過ぎないと云はるゝならば、又何をか云はんやであるが、此の度失敗せば永遠に農村の救はるゝこと無きが故に、特に注意せなければならぬのである。斯くして農村の徹底せる指導農民に親切なる獎勵は、須く『知らしむべし、而して倚らしむべし』でなければならぬ。斯くしてこそ始めて自力更生は期し得られるのである。本會昭和八年度の事業として町村農會に青年部を設置せしめ、之を指導せんとする理由亦實に茲に存するのである。

現在農村青年の思想信念は極めて區々であるが、大別して二種類に分つ事が出来る。即ち農村の疲弊窮迫に愛想をつかして居るも境遇上都會に走ることも叶はず、不満足極めて浮ついた氣持で農業

青年に告ぐ

發刺たる縣下農村の青年諸君に告ぐ。  
現下農村の不況退治進んで農村への福利の招來は實に諸君の熱と力とにかゝるもの頗る多きを感ず。  
農村の振興農民の福利増進の爲には我系統農會は農會令發布以來實に三十有餘年間孜々としてこれ大いに力めたりと雖も、最近に於ける世界的經濟不況の影響と我國農業者の農業經營上に於ける

に従事しつゝある者と、一つはその境遇の如何を問はず夙に農業に依つて生きんとするの信念に立ち如何にして農業の改良を圖り住み良き農村を建設し得べきかに眞剣に努力し、自ら前途に光明を開拓せんとしつゝある者である。前者に對しては勿論其の蒙を啓

くと同時に、活を入れ大地に確と踏まへた人生觀を持たしむると共に、後者に對しては其の壯なる意氣と熱を充分に伸ばさしむるの機會を與へ、共に農村再建運動の第一線に立ちて活動せしむる様指導誘掖せねばならないのである。依つて斯の運動の中心となつて活動すべき立場にある農會は、其の施設事業を通じて青年を總動員し、其の熱と實行力に訴へて更生

外部的並内部的欠陥とは、現實の如き農村瀕死の状態を現出せり。  
農村經濟更生に關しては昨年以来官民一致協力之が方途を講じ計畫を樹立し着々その實行に當りつゝありと雖も、その前途たるや必ずしも樂觀を許さざるものあり。  
茲に於てか余は農村經濟更生に對する青年の果敢なる實行力とその成果とに大なる期待をかくると共に、複雑多岐なる農業行政機構と多數團體との間に處して、よく農村青年部設置の趣旨に基き判斷を誤らず遲疑する所なく縣下農村の爲努力邁進せられん事を熱望してやまざるなり。

栃木縣農會長 上野順一

計畫の樹立又は實行の先驅者ならしめ、併せて農會事業の圓滑なる進展を圖り以て使命達成に向つて萬全を期さねばならぬ。  
然らば如上の趣意に依り設置せる町村農會青年部は如何なる事業を行はんとするか、少なくとも現實に即したより効果的な事業を行はんとせば、先づ名よりも實を數よりも質を速きよりも近きを採る事に依つて自ら決するものであるが

青年諸君が我が家を見我が村を直視する時、その純真な心に映するものは、何かそこには多くの缺陷と、錯誤が見出されるに違ひない。その見たまゝの姿を確かと把握し改善して行けばよいのである。而して其の缺陷なり錯誤なりは何れの農家にも、何れの農村にも、共通せるものがある筈である。それは從來の邪道に陥りたる指導獎勵が齎らせる宿命的の醜果であるからである。

今其の重要な點二、三を擧ぐれば左の如きものである。  
一、官廳の指導獎勵に惟命惟従ひ之に對して取捨選擇する判斷力を缺ける結果、農業の本質と、農村の特異性を無視せる農



業の經營や生活の様式を實行しつゝあること。

二、断片的な肥培管理の技術の練磨向上に専念すと雖も、根が經營の改善に出發して居らぬ爲、其の金錢的效果なく徒に經營を擾亂分散せしめつゝあること。

三、穀作のみが本業で他は總て副業なりてふ誤れる觀念に囚はれて居ること。

四、經營主は家族に對し經營的な訓練をなさず、只農業労働者のなげをなすの傾向あり、甚だしきは其の子弟が經營或は技術の改善を企圖せんとする進歩的な計畫努力に對し、彈壓を加ふるが如き典型的な保守頑迷の徒輩あること。

五、町村當局は多く所謂天降り式な事業の遂行のみを之事とし、産業方面より見て其の町村を如何に改善し、發展せしむべきかに付、独自の眞摯なる努力と氣魄に乏しきこと。

六、町村の所謂有力者は自治的觀念に乏しく徒らに政争と感情の行使に終始し、自治も産業もなく利己主義的なる者多きこと。

等々にして以上の通弊を免除するには素より壯年者に俟たねばならないが、從來の例に徴すればあまりに情實に囚はれて其の實力を行使し能はざる場合多かりしを以て、どうしても此の際青年の力に依るより他ないのである。

青年のみの有する熱と純情と名利への恬淡さこそは必ずや此の難局打開への炬火たり得るのである。而して之が實現方法は多種多様なれども、其の土地土地に適應せる事項を順を追ふて實施すべきは勿論にして、上述の趣旨を體して研究實行すべき事業を参考迄に掲ぐれば左の如きものである。

- 一、農業經營改善實務の研究
- 二、農業簿記の記帳勵行
- 三、農會精神の發揚運動
- 四、經濟的多收穫の研究
- 五、作物栽培法の研究
- 六、家畜飼養管理法の研究
- 七、農産加工法の研究
- 八、農産物出荷法の研究

九、耕地多毛化の研究

十一、各種作業の能率増進化の研究

十三、生活改善の研究

十五、農村協同組織化の研究

十七、勤勞主義の徹底運動

十九、各種團體の利用

十、輪作法の研究

十二、自給度増進法の研究

十四、時間の勵行

十六、經濟更生計畫樹立の促進及實行

十八、農村娛樂の改善普及

以上

### 町村農會青年部設置獎勵要項

第一條 農業經營ノ改善ヲ圖リ農村自力更生ヲ企圖スル爲町村農會ニ於テ青年部ヲ設置シ之ヲ助成指導スル施設ヲナシタルトキハ本要項ニ依リ三ヶ年ヲ限リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル町村農會ハ第一號様式ニ依ル申請書ヲ當該年度ノ四月末日迄ニ郡農會ヲ經由シテ縣農會ニ提出スヘシ

第三條 申請書記載ノ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ理由ヲ具シテ遲滞ナク縣農會長ノ承認ヲ受クヘシ

第四條 補助金ノ交付ヲ受ケタル町村農會ハ第二號様式ニ依ル報告書ヲ翌年六月末日迄ニ縣農會長ニ提出スヘシ

第五條 本要項ニ違背シタルトキハ補助ノ指令ヲ取消シ或ハ減額シ若クハ既ニ交付シタル補助金ノ一部又ハ全部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

(第一號様式)

### 昭和 年度農會青年部設置補助申請書

貴會町村農會青年部設置獎勵要項ヲ遵守シ別記ノ通り事業實施致度候條相當補助相成度此段及申請候也



昭和 年 月 日  
 栃木縣農會長 何 某殿  
 何郡 町農會長 何 某 團

一、經費豫算 (町村農會ニ於ケル當該施設經費豫算ヲ記スルコト)

出		入		收	
計	支	計	入	款	項
				目	目
				豫	算
				額	額
				備	考

二、青年部ノ構成  
 (一) 設置期日  
 (二) 役員氏名  
 (三) 規約  
 (四) 會員數  
 三、事業計畫 (左ニ準シテ可成具體的ニ記スルコト)  
 本縣農會所定ノ町村農會青年部設置獎勵要項ニ依リ本會ニ青年部ヲ設置シ本町村男女青年團ト密接ナル聯携ヲ保チ之カ指導

誘掖ニ努メ其ノ熱ト實行力ニ訴ヘテ農業經營或ハ家事經濟ノ改善合理化ヲ圖リ以テ自力更生有終ノ美ヲ濟サシメントス

一、本年度ノ指導目標

事業名及開催ノ順序方法ニ付詳述ス

(第一號様式)

昭和 年度農會青年部事業成績報告書

貴會町村農會青年部設置獎勵要項第四條ニ依リ別記ノ通り事業成績ヲ取纏メ此段及報告候也

昭和 年 月 日

栃木縣農會長 何 某殿

何郡

町農會長 何

某 團

一、經費決算 (町村農會ニ於ケル當該施設經費決算ヲ記入スルコト)

出		支		入		收	
計	支	計	入	款	項	目	目
				決	算	額	額
				豫	算	額	額
				増	減	備	考



二、青年部ノ事業成績

(一) 主ナル諸會合開催狀況

會合ノ名稱	開催期日	出席者數	備考

(二) 主ナル諸事業ト其ノ成績概要

事業名	開催期日	成績概要

町村農會青年部規約

(準則)

- 第一條 本會ニ青年部ヲ置キ何町村農會青年部ト稱ス
- 第二條 本青年部ノ事務所ハ本町村農會事務所内ニ置ク
- 第三條 本青年部ハ系統農會ノ指導助成ノ下ニ協力一致シ農家經營ノ改善ヲ圖リ農村自力更生ノ實ヲ舉グルヲ以テ目的トス
- 第四條 本青年部ハ本町村青壯年ニシテ實際農業經營ニ従事スルモノヲ以テ組織ス  
但シ女子青壯年ト雖モ本町村農會長ノ承認ヲ得テ入會スルコトヲ得
- 第五條 本青年部ハ第三條ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一、農業簿記記入成績競進會

三、農業經營實務研究會

五、農會事業ノ進展ニ必要ナル事業

七、視察、見學並ニ參考資料ノ印刷配布

第六條 本青年部ニ左ノ役員ヲ置ク

部長 一 名 幹事 若干名 役員ノ任期ハ一ケ年トス

部長ハ本町村青年團長ヲ以テ充テ幹事ハ總會ニ於テ會員中ヨリ選任ス

部長ハ本青年部ノ事務ヲ總理シ本青年部ヲ代表ス

幹事ハ部長ヲ補佐シテ事務ノ執行ニ任ス

第七條 本青年部ノ經費ハ本町村農會ヨリ支出ス

但シ必要ニ應ジ總會ノ決議ヲ經テ經費ノ一部ヲ會員ニ賦課徴收スルコトヲ得

第八條 本青年部ノ總會ハ毎年三月之ヲ開ク

但シ部長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第九條 本青年部ノ總會ニ附議スベキ事項左ノ如シ

一、役員ノ選任

三、決算報告ノ承認

五、其他重要ナル事項

第十條 本青年部ノ會員ニシテ會員タルノ本分ヲ盡サズ又其ノ資格ナシト認メラル、ニ至リタルトキハ部長ハ本町村農會長ノ承認ヲ得テ之ヲ除名スルコトアルベシ



町村農會青年部概要

郡別	農會別	昭和八年年度、豫算額	昭和九年年度、豫算額	部員數	備考
河	藥師寺村農會青年部	一一一 一〇〇	四〇 前年ニ同シ	一九五	
河	城山村農會青年部	八〇	七〇 前年ニ同シ	三〇〇	夜業週間ハ十一月及三月ノ候ニ週間宛トシ成績優秀ナル者ヲ表彰ス 種子交換會ハ水陸稻及大小麥ニ付實施 農會青年部報發行ハ年六回
河	篠井村農會青年部	五〇	八〇 前年度同様繼續ノ外 犁耕競技會開催	七六	

郡	上	都	賀
羽黒村農會青年部	菊深村農會青年部	北押原村農會青年部	南押原村農會青年部
四〇	八〇	五〇	五〇
農家簿記々帳獎勵(購入費半額補助) 農業簿記々入競進會開催 農業經營共進會開催(年三回) 竹細工講習會 大小麥立毛及農産物品評會開催 視察	農家簿記々帳獎勵 農家簿記帳講習會ノ開催 一人一作研究獎勵	農家簿記々帳獎勵 稻麥作立毛品評會 蔬菜品評會 蔬菜共同出荷 養兔獎勵 視察見學 印刷物ノ配布	農業簿記々帳獎勵 農業簿記々入成績共進會開催 米、麥、大麻、蔬菜作ノ研究獎勵
四〇	四五	五〇	五〇
前年ニ同シ	農業經營研究會ノ開催 農産物品評會ノ開催 其他前年同様	前年ニ同シ	農業簿記々入成績競進會廢止其他前年ニ同シ
二四〇	一〇〇	二四〇	一五〇
	農家經營簿ハ優良ナルモノニツキ選獎	農家簿記一部ニ付十錢補助	



郡別	農會別	昭	和	昭	和	昭	和	昭	和	備	考
		豫算額	事業名	豫算額	事業名	部員數	男女				
郡	東大蘆村農會青年部	五〇	副業獎勵ノ研究獎勵 稲作、麥作増收共進會 開催 堆肥積込週間ノ設置獎勵 犁耕傳習會ノ開催 農家簿記ノ記載獎勵 農業簿記講習會ノ開催 農事研究座談會ノ開催 視察見學	五〇	小麥品評會開催 其他前年ニ同シ	一二七				野鼠驅除共同施行	
芳	久下田町農會青年部	二七〇	農業簿記講習會開催 農業簿記ノ記載獎勵 農業加工講習會 蔬菜軟化促成講習會 米麥立毛品評會 蔬菜品評會 蔬菜種子配布 病虫防除器具購入補助 紫雲英採種補助 農産物共同出荷獎勵 自給肥料増産獎勵 視察見學			一四〇				野鼠及蚊虫防除ニ關シ藥劑交付 農用藥劑調製使用法講習會開催 支部毎ニ堆肥増産組合ヲ組織	
賀			農業簿記々々入成績共進會開設		村内消費雜貨ノ配給					經濟更生基本調査ノ作製記載部員五七	

郡	下	昭	和	昭	和	昭	和	昭	和	備	考
		豫算額	事業名	豫算額	事業名	部員數	男女				
郡	清原村農會青年部	九〇	農事實行組合ノ活動助成 生活改善ノ研究並實行 堆肥積込ノ共勵 一畝歩農業ノ實行 草履、竹箒、籠類ノ作製販賣共勵 農業經營研究會ノ開催 參考資料ノ印刷配布 視察見學 講習講習會ノ開催 犁耕傳習會ノ開催 農産物品評會開設	八〇	其他前年ニ同シ	二五四				農事實行組合ノ副組合長ハ部員ヲ以テ充ツ 生活改善研究會ヲ組織ス 農業經營研究會講習會ハ毎月開催 支部單位採種組合設置 支部單位競技表彰 農會合同品評會及各支部品評會 農會費ノ整理	
	七井村農會青年部	八七	參考資料ノ配布 農報ノ購讀獎勵 農業經營研究會開催 農業經營互賽會開催 男女合同座談會ノ開催 農業簿記々々帳獎勵 記載簿記展示會開催 竹細工、麵、料理傳習會ノ開催 苗代螟虫共同防除 農産物、稻麥立毛堆肥、各品評會 視察見學	一一〇	立毛品評會種子交換會 堆肥増産獎勵 其他前年ニ同シ	一〇〇				栃木農報一支部一部以上購讀	
	大宮村農會青年部	一一〇		一一〇	前年ニ同シ	九六				農産加工傳習會ハ女子青年團ト合同開催	



郡別 農會別	昭和八年		昭和九年		部員數 男 女	備考
	豫算額	事業名	豫算額	事業名		
國分寺村 農會青年部	一〇〇	一人一研究ノ助長 農産物品評會開催 水田裏作獎勵 農業簿記々帳獎勵 自給肥料増産獎勵	一一〇	大体前年ニ同シ	一〇〇	普通作物、園藝作物、果樹、畜産、宅 地利用、病虫防除等 一人一研究成績公開 小麦及麥藁
絹村農會 青年部	一五〇	模範作地ノ設置經營 品種系統ノ試作 苗代改良獎勵 農業經營實務研究會ノ 開催 參考資料印刷配布 品評會ノ開催 副業ノ獎勵 病虫防除獎勵	二三〇	經濟的多收ノ研究 作物栽培技術ノ研究 農産物加工ノ研究 共同販賣ノ研究 多毛作ノ研究 自給肥料ノ増殖獎勵 農會精神發揚運動 其他前年ニ同シ	一二〇	
中村農會 青年部	七〇	農家簿記ノ記載獎勵 農業經營實務研究會ノ 開催(年五回) 竹細工、温床講習會ノ 開催 部落座談會ノ開催 農産物品評會開催 參考資料印刷配布 視察	八〇	大体前年ニ同シ	一五〇	

郡別 農會別	昭和八年		昭和九年		部員數 男 女	備考
	豫算額	事業名	豫算額	事業名		
赤麻村農會 青年部	一一〇	堆肥、共同耕作成績、 蔬菜各品評會開設 共同耕作獎勵 竹細工、婦人農藝各講 習會ノ開催 蔬菜種子配布 農業經營研究會及座談 會開催 參考資料印刷配布 視察見學	八〇	養兔ノ獎勵 其他前年ニ同シ	一四〇	各支部毎ニ指定耕地ニツキ肥料ノ共同 購入 共同配合、共同耕作、調製、共同販賣、 共同貯金ヲ實施セシム
皆川村農會 青年部	八〇	一人一研究助長 一人一研究、農産物品 評會開設 農業簿記々帳獎勵 自給肥料増産獎勵 講習會ノ開催 參考資料印刷配布 視察	九〇	大体前年ニ同シ	一七八三六	
北高根澤 村農會青年部	一〇〇	農業簿記々帳獎勵 農業簿記講習會開催 農業經營研究會開催 醬油自家醸造講習會開 催 視察見學	五〇	前年ニ同シ	四〇〇	水稻晚化栽培、蔬菜園藝、水田裏作研 究



郡別	農會別	昭 和 八 年 度	昭 和 九 年 度	昭 和 九 年 度	昭 和 九 年 度
郡別	農會別	豫算額	事業名	部員數	備考
那	上江川村農會青年部	五〇	農業簿記々帳獎勵 農業簿記講習會開催 副業品、創作物品々評會 開催 病虫害防除共同施行 堆肥積込品評會開催 講習會開催	一七〇	昭和九年部員負擔金一人二十錢徵集
那	七合村農會青年部	八〇	水稻適期刈取試驗 柿梅苗ノ購入補助栽植 其他前年ニ同シ	二七〇	一家一卓主義獎勵 燒麥ノ絕對廢止
須	武茂村農會青年部	一二五	一人一研究ノ助成 其他前年ニ同シ	五〇	每月一回例會開催、經濟的多收穫作物栽培技術改善、生活ノ改善、副業ノ研究、作業能率増進ノ研究等、部員ハ青年團員ニシテ農業經營ニ從事シテ、アル者中ヨリ選拔 共同貯金ノ勵行
		一二六	前年ニ同シ	一	各支部ニ栃木農報購入配布
		八〇	前年ニ同シ	一	
		一〇五	前年ニ同シ	一	
		一二五	前年ニ同シ	一	

郡別	農會別	昭 和 八 年 度	昭 和 九 年 度	昭 和 九 年 度	昭 和 九 年 度
郡別	農會別	豫算額	事業名	部員數	備考
那	湯津上村農會青年部	六〇	前年ニ同シ	二三〇	春秋二回實施 夜間各支部巡回實施
那	伊王野村農會青年部	一五〇	前年ニ同シ	八六	
安	掘米町農會青年部	六〇	前年ニ同シ	四〇	麥作立毛及稻作物品評會
蘇	飛駒村農會青年部	一〇〇	前年ニ同シ	九五	起床信號ノ實施
		一〇〇	前年ニ同シ	一	



郡別	農會別	豫算額	昭和八年年度	豫算額	昭和九年年度	部員數	備考
郡	水室村農會青年部	八五	副業ノ研究 葵ノ栽培加工養兔 推草ノ栽培 農事講習會ノ開催 農業經營研究會ノ開催 參考書購入閱覽 資料ノ配布 視察見學	一〇〇	前年ニ同シ	一一六	
足	小俣町農會青年部	一〇〇	農事實習地ノ設置 農業簿記々々入成積競進會ノ開催 農事講習會ノ開催 生活改善研究會ノ開催 視察見學	一〇〇	前年ニ同シ	八六	
利	筑波村農	五〇	米麥採種圃ノ設置經營 試作地ノ設置 自給肥料改善増殖 施肥法ノ改善 宅地空地ノ利用 桑園間作ノ普及	三〇	前年ニ同シ	九四	獎勵品種ノ普及、種子交換會 立毛品評會開催 大小麥新品種試作 桑園綠肥、水田青刈大豆 堆肥品評會開催 糸瓜ノ栽培(部員全部)柿ノ栽培(一名)

(附) 町村農會青年部經營資料

事業	又ハ施設名	種類	目的	關係施設實施方法等
農業經營研究會		農業經營研究會	農業經營各方面ノ技術經濟關係等ノ研究 (季節的題目ヲ捉ヘ適宜開設)	農業經營共進會 月例座談會
郷土産業調査		農業簿記々々報、決算ノ研究共同集計 農業經營批判懇談會 記載成績ヲ基礎トセル体験ノ發表 相互批判、懇談研究 經營成績諸作圖表ノ展觀	農業簿記々々報、決算ノ研究共同集計 農業經營批判懇談會 記載成績ヲ基礎トセル体験ノ發表 相互批判、懇談研究 經營成績諸作圖表ノ展觀	農業簿記講習會 農業簿記々々報成績競進會 農業簿記審査會 標準(橫範)農家ノ設定指導 農業經營各種基礎資料ノ蒐集整備 農家行事曆ノ作製共同研究 産業統計講習會 村(町)經濟更生計畫基本調査ノ擔當 全 資料ノ提供 村(町)産業統計擔當
農業經營調査		農業簿記々々報、決算ノ研究共同集計 農業經營批判懇談會 記載成績ヲ基礎トセル体験ノ發表 相互批判、懇談研究 經營成績諸作圖表ノ展觀	農業簿記々々報、決算ノ研究共同集計 農業經營批判懇談會 記載成績ヲ基礎トセル体験ノ發表 相互批判、懇談研究 經營成績諸作圖表ノ展觀	農業簿記講習會 農業簿記々々報成績競進會 農業簿記審査會 標準(橫範)農家ノ設定指導 農業經營各種基礎資料ノ蒐集整備 農家行事曆ノ作製共同研究 産業統計講習會 村(町)經濟更生計畫基本調査ノ擔當 全 資料ノ提供 村(町)産業統計擔當
家畜ノ飼育		農業簿記々々報、決算ノ研究共同集計 農業經營批判懇談會 記載成績ヲ基礎トセル体験ノ發表 相互批判、懇談研究 經營成績諸作圖表ノ展觀	農業簿記々々報、決算ノ研究共同集計 農業經營批判懇談會 記載成績ヲ基礎トセル体験ノ發表 相互批判、懇談研究 經營成績諸作圖表ノ展觀	農業簿記講習會 農業簿記々々報成績競進會 農業簿記審査會 標準(橫範)農家ノ設定指導 農業經營各種基礎資料ノ蒐集整備 農家行事曆ノ作製共同研究 産業統計講習會 村(町)經濟更生計畫基本調査ノ擔當 全 資料ノ提供 村(町)産業統計擔當
農具室ノ完備		農業簿記々々報、決算ノ研究共同集計 農業經營批判懇談會 記載成績ヲ基礎トセル体験ノ發表 相互批判、懇談研究 經營成績諸作圖表ノ展觀	農業簿記々々報、決算ノ研究共同集計 農業經營批判懇談會 記載成績ヲ基礎トセル体験ノ發表 相互批判、懇談研究 經營成績諸作圖表ノ展觀	農業簿記講習會 農業簿記々々報成績競進會 農業簿記審査會 標準(橫範)農家ノ設定指導 農業經營各種基礎資料ノ蒐集整備 農家行事曆ノ作製共同研究 産業統計講習會 村(町)經濟更生計畫基本調査ノ擔當 全 資料ノ提供 村(町)産業統計擔當
主要農産物經濟調査		農業簿記々々報、決算ノ研究共同集計 農業經營批判懇談會 記載成績ヲ基礎トセル体験ノ發表 相互批判、懇談研究 經營成績諸作圖表ノ展觀	農業簿記々々報、決算ノ研究共同集計 農業經營批判懇談會 記載成績ヲ基礎トセル体験ノ發表 相互批判、懇談研究 經營成績諸作圖表ノ展觀	農業簿記講習會 農業簿記々々報成績競進會 農業簿記審査會 標準(橫範)農家ノ設定指導 農業經營各種基礎資料ノ蒐集整備 農家行事曆ノ作製共同研究 産業統計講習會 村(町)經濟更生計畫基本調査ノ擔當 全 資料ノ提供 村(町)産業統計擔當
生活改善研究共勵		農業簿記々々報、決算ノ研究共同集計 農業經營批判懇談會 記載成績ヲ基礎トセル体験ノ發表 相互批判、懇談研究 經營成績諸作圖表ノ展觀	農業簿記々々報、決算ノ研究共同集計 農業經營批判懇談會 記載成績ヲ基礎トセル体験ノ發表 相互批判、懇談研究 經營成績諸作圖表ノ展觀	農業簿記講習會 農業簿記々々報成績競進會 農業簿記審査會 標準(橫範)農家ノ設定指導 農業經營各種基礎資料ノ蒐集整備 農家行事曆ノ作製共同研究 産業統計講習會 村(町)經濟更生計畫基本調査ノ擔當 全 資料ノ提供 村(町)産業統計擔當




事業又ハ施設名	種類	關係施設實施方法等
主要農産經濟調查 實習地ノ設置 共同作業場ノ設置 肥料共同配合 藥劑共同調製 病虫防除共同作業 共同購入 共同販賣 共同作業勞力交換調節 品評會 競技會	稻作、麥作、烟草、養蠶、養豚、養鶏等 共同試作地（試驗地） 支部、班、組 適品種、施肥、輪栽、多毛利用、間作、經濟試驗等 家庭實習地（一畝農業） 分益經營 委託試作地ノ設置 部員、篤農家、學校 農機具ノ共同利用 農具修繕部ノ經營 堆肥共同切返 野鼠驅除、種痘消毒、其他藥劑撒布等 種苗、肥料、飼料其他 田植、除草、稻刈、脫穀調製 農産物一般、稻麥立毛、堆肥、副業手藝品 農會農具整頓、家庭實習地 農業簿記、農業經營 犁耕、蠶細工、田植	共同調査 聽取、申告、記載農家ノ設定委託 調査農家ノ設定 各戸調査、委託調査 簿記ノ普及、調査票ノ配布 共同開墾、小作經營、共同委託經營、採種 開墾當、種子交換勵行、共同苗代ノ經營 成績發表會、成績印刷配布 一作研究助長、義務研究共勵 相互視察比較互審 器具ノ共同設置 施肥試驗 藥劑試驗 申込取經、配給 小市場ノ設置經營、集荷 農道、橋梁改修 農業經營改善資料展覽會 競技會

講習講話會 傳習會 其他	農村更生、農業經營改善、肥料、蔬菜、果樹、農業簿記 犁耕、醬油自家醸造、漬物、竹細工、木工、煉炭製造、コンクリート施工 農具修繕、温床踏込、堆肥製造、果樹接木剪定、軟化、促成抑成栽培 部報ノ發行 告知板（産業ホスト）ノ設置 夜業週間ノ設定勵行 必行事項ノ協定勵行 篤農青年ノ表彰 家族會議ノ發進 各種資料圖書蒐集備付 ▼マーク、門標ノ制定	
--------------------	---	--

(代 謄 寫)







PATENTED NO. 119016  
CAT. NO. 853  
"F-M"  
**PAMPHLET BINDERS**  
are carried in stock in the following sizes

Catalog No.	High	Wide	Thick
851 (菊倍)	30. cm.	x 22.5 cm.	x 1 cm.
852 (四六倍)	26. "	x 18.5 "	x 1 "
853 (菊)	22.5 "	x 15. "	x 1 "
854 (四六)	18.5 "	x 12.5 "	x 1 "
855 (特)	24. "	x 15. "	x 1 "

Special sizes are made to order  
*Library Supplies in All Kinds*  
**F. MAMIYA & CO**  
OSAKA-TOKYO-FUKUOKA



